厚生労働省委託事業
「建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業」

建設業の一人親方等のための安全衛生教育テキスト

公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会（略称：全基連）

目　次

第１章　建設業における一人親方等 …… 1
第１節　一人親方等と社員（労働者）の違い …… 1
1　「一人親方等」とは …… 1
第２節　建設業における一人親方等が加入すべき社会保険等 …… 4
1　労災保険の特別加入 …… 4
2　社会保険の適用 …… 5
3　働きがいのある環境 …… 5
第３節　一人親方等が現場で行うべき事項 …… 6
1　働く意識 …… 6
2　再下請負通知書の提出 …… 9
3　独り作業、スポット作業 …… 9
4　元請、協力会社への報告 …… 9
5　ＫＹ活動と始業前点検 …… 9
6　資格 …… 10
7　一人親方等の安全衛生教育の必要性 …… 10

第２章　建設業の現状と労働災害の発生状況 …… 12
第１節　建設業の現状 …… 12
1　建設投資額の推移と就業者数の推移 …… 12
2　機械化の進展 …… 14
第２節　建設業における労働災害の発生状況 …… 14
1　就業者数と労働災害の発生状況 …… 14
2　事故の型別死亡災害の発生状況 …… 15
3　新規入場時の死亡災害被災率 …… 16
第３節　一人親方等の死亡災害発生状況 …… 16
1　一人親方等の死亡災害 …… 16
1）一人親方等の事故の型別死亡災害 …… 17
2）一人親方等の墜落・転落による死亡災害 …… 18
3）一人親方の年齢別死亡災害 …… 18

第３章　災害発生の仕組み …… 19
第１節　災害とは …… 19
第２節　災害発生の要因 …… 19
1　厚生労働省の考え方 …… 19
2　災害発生原因の４つの要素 …… 21
第３節　災害発生の確率 …… 22

第４章　建設現場の安全衛生管理 …… 23
第１節　統括安全衛生管理とは …… 23
第２節　現場における安全施工サイクル …… 24
第３節　現場における安全運動 …… 26
1　安全運動 …… 26
2　危険体感教育 …… 27
第４節　一人親方等が行うべき日常の安全衛生活動 …… 28

第５章　現場で繰り返し発生する災害とその防止対策 …… 29
第１節　墜落・転落災害の防止 …… 29
1　安全帯の基礎知識 …… 29
2　傾斜面作業用ベルト …… 33
3　安全帯使用時の注意事項 …… 34
4　安全帯と接続する機器 …… 35
5　親綱及び安全帯取り付け金具の設置方法 …… 36
第２節　現場で繰り返し発生する災害にかかる防止対策 …… 42
1　足場 …… 42
2　屋根 …… 43
3　開口部 …… 46
4　可搬式作業台（立ちうま） …… 47
5　脚立 …… 48
6　移動はしご・固定はしご …… 49
7　玉掛け作業 …… 50
8　高所作業車による作業 …… 51
9　携帯用丸のこ盤 …… 52
10　グラインダー …… 52
第３節　高年齢者の災害防止 …… 53

第６章　石綿障害の予防対策 …… 55
第１節　石綿対策の重要性 …… 55
第２節　石綿除去作業時の注意事項と適切な保護具の着用 …… 56
1　作業時の注意事項 …… 56
2　呼吸用保護具などの種類と使い方 …… 56
3　作業後の注意事項 …… 58

第７章　リスクアセスメントを活用した作業の進め方 …… 60
第１節　リスクアセスメントの考え方 …… 60
第２節　リスクアセスメントを応用した一人KY活動 …… 60
第３節　リスクアセスメントを活用した作業手順書 …… 62
1　作業手順書の基本 …… 62
2　リスクアセスメントを応用した作業手順書の作成 …… 63

第８章　現場におけるコミュニケーションの取り方 …… 66
第１節　コミュニケーションのポイント …… 66
第２節　伝達力を向上させる話し方 …… 68

第１章
建設業における一人親方等

第１節　一人親方等と社員（労働者）の違い

1　「一人親方等」とは

「一人親方」とは、一般的には家族以外の他人を労働者として雇用することなく事業を営む者をいいます。なお、このテキストでは、「一人親方等」として一人親方のほか、中小事業主、役員、家族従事者の方も対象に作成しています。

日本では、個人事業主であるいわゆる自営業者は労働力人口の７.６％に過ぎませんが、建設業の場合は建設業に従事している者の約11.６％を一人親方等が占めています（「2023年労働力調査」）。

建設業の一人親方等は、個人事業主として、自ら事業を行う点で他の事業主と同様、自分の判断で仕事を請け負い、かつ自分の判断で仕事を進めていく立場にあり、労働基準法や労働安全衛生法上も労働者とは区別されています。

	一人親方	社員
仕事の進め方	自分の判断で行う	会社の具体的な指示に従う
報酬の受け取り方	工事を完成させたら受け取る	給与として毎月受け取る
働く時間・休日	自分の判断で決める	会社の就業規則などで決まっている
資機材	自分で用意したものを使用	会社から支給されたものを使用
工事の完成責任	一人親方の責任	会社の責任
労災保険	自己負担	会社が負担
社会保険	国民健康保険・国民年金に加入（保険料は全額自己負担）	協会けんぽ・厚生年金に加入（保険料は半額負担）

会社から

- 一人親方として働いてくれ
- 賃金の支払いは領収書
- 怪我は自己責任

などと言われていませんか？

（国土交通省 不動産･建設経済局 建設市場整備課リーフレットを基に作成）

雇用契約を締結せず、現場作業に従事されている方は、働き方を確認し、チェックリストのＢが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討しましょう。

働き方の自己診断チェックリスト

現在のあなたの働き方について、該当する方の□に✓印を入れてください。

Point 1 依頼に対する諾否 仕事先から仕事を頼まれたら、断る自由はありますか？	A □	自分に断る自由がある
	B □	自分に断る自由はない
Point 2 指揮監督 日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか？	A □	毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に自分の裁量で決定する
	B □	毎日、会社から仕事量や配分、進め方の具体的な指示を受けて働く
Point 3 拘束性 仕事先から仕事の就業時間（始業・終業）を決められていますか？	A □	基本的には自分で決められる
	B □	会社などから具体的に決められている
Point 4 代替性 あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代わりの人に行わせることはできますか？	A □	代役を立てることも認められている
	B □	代役を立てることは認められていない
Point 5 報酬の労務対償性 あなたの報酬（工事代金又は賃金）はどのように決められていますか？	A □	工事の出来高見合い
	B □	日や時間あたりいくらで決まっている
Point 6 資機材等の負担 仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか？	A □	自分で用意している
	B □	会社が用意している
Point 7 報酬の額 同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうですか？	A □	正規従業員よりも高額である
	B □	正規従業員と同程度か、経費負担を引くと同程度よりも低くなる
Point 8 専属性 他社の業務に従事することは可能ですか？	A □	自由に他社の業務に従事できる
	B □	実質的に他社の業務を制限され、特定の会社の仕事だけに長期にわたって従事している

（国土交通省 不動産･建設経済局 建設市場整備課リーフレットより抜粋）

一人親方の利点と懸念事項

一人親方となることの利点

○職場にとらわれない自由な働き方が可能
○仕事をやればやるほど稼ぐことが可能
○自分の腕次第では高報酬も可能

一人親方の懸念事項（技能者本人）

○ 引退後（老後）の生活が不安定
○ 病気や仕事がなくなったときの保障がない
（失業等給付や雇用調整助成金等の対象から外れる）
○ 建設業退職金共済制度の加入や掛金充当のハードルが高い

一人親方の懸念事項（建設業界）

○ 法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、偽装請負としての一人親方化を進めることにより、法定福利費等を適切に支払っていない企業ほど競争上優位となるなど、公正・健全な建設市場の阻害要因
○ 技能者の処遇が悪化することにより担い手の育成・確保に支障が生じる

（国土交通省「建設業の一人親方問題に関する検討会中間とりまとめ（参考資料）」を基に作成）

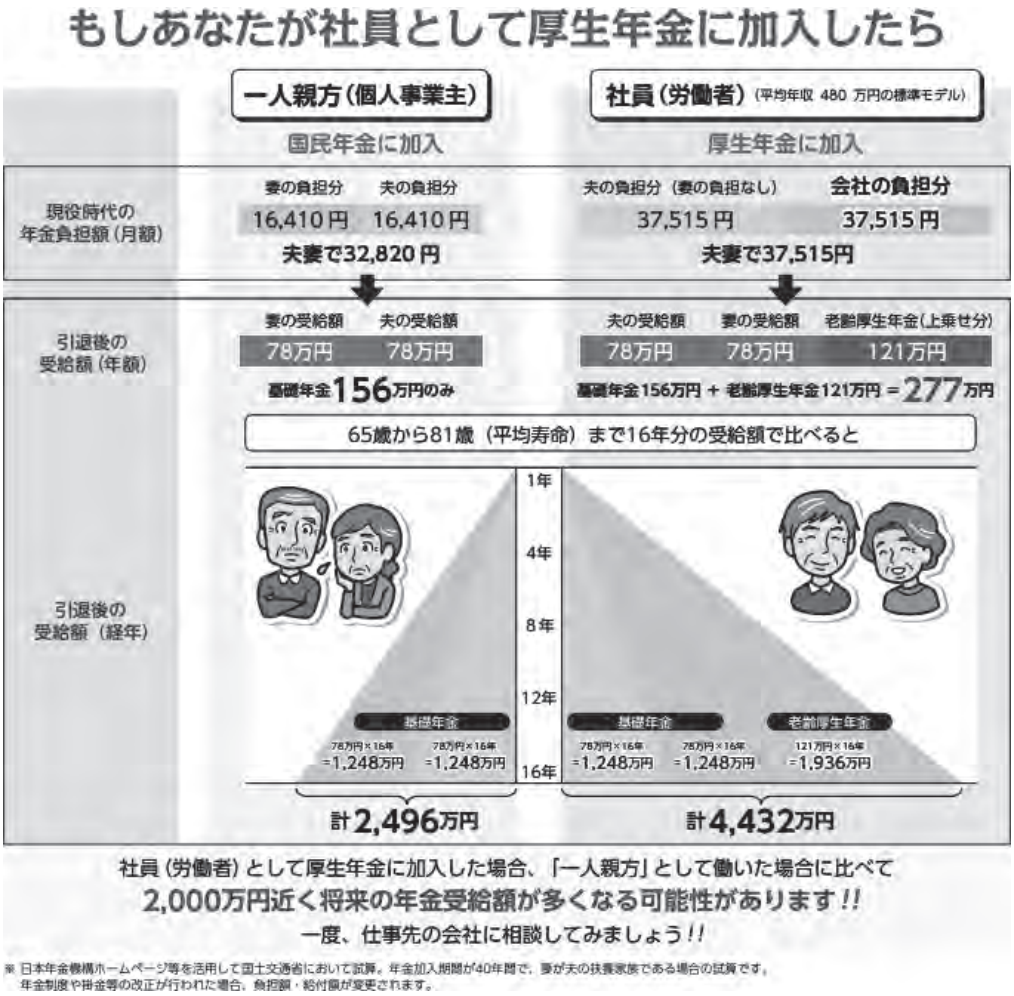

（国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課リーフレットより抜粋）

第２節　建設業における一人親方等が加入すべき社会保険等

1　労災保険の特別加入

労災保険に特別加入していなければ、就労中に被災したとしても労災保険からは一切補償されません。ひとたび被災すると治療費の負担や治療中の収入減などが生活に大きな影響をもたらします。

万が一の事故に備え、労災保険への特別加入をご検討ください。

労災保険料の求め方

年間保険料＝給付基礎日額×365×保険料率※
※一人親方等（建設事業）であれば17/1,000

・給付基礎日額は、保険料の算定に使用されるとともに、休業（補償）給付などの日額単価となります。
・給付基礎日額が低い場合は、労災保険給付額も少なくなりますので、所得水準に見合った適正な額を申請してください。

（例）給付基礎日額1万円の場合の保険料と保険給付内容

【年間保険料】
10,000円×365日×17/1,000＝62,050円

【保険給付内容】※治療と休業のみ必要な場合
・①療養（補償）給付については、給付基礎日額に関係なく、必要な治療が無料で受けられます。
・②休業（補償）給付については、例えば、20日間休業した場合、特別支給金と合わせて、以下の額が支給されます。
10,000円×（0．6＋0．2）×（20-3）日＝136,000円

労災保険に特別加入するためには、特別加入団体を経由して申請手続きを行う必要があります。
まずは、最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。
▸詳しくは、厚生労働省ホームページ内のパンフレット「特別加入制度のしおり」をご覧ください。

労災保険給付の種類

特別加入者が業務災害または通勤災害により被災した場合、下の6つの保険給付とともに対応する特別支給金が支給されます。

①療養（補償）給付
無料で治療が受けられます。または、治療に要した費用を支給します。

②休業（補償）給付
治療のため労働できない日が4日以上となった場合に、休業特別支給金と合算で、給料の8割を支給します。

③障害（補償）給付
障害が残った場合に、障害等級に応じた額の年金か一時金を支給します。

④遺族（補償）給付
亡くなられた場合、遺族の方に年金か一時金を支給します。

⑤介護（補償）給付
介護を受けている場合、その費用を支給します。

⑥葬祭料・葬祭給付
亡くなられた方の葬祭を行う場合に一時金を支給します。

（厚労省パンフレットを基に作成）

2 社会保険の適用

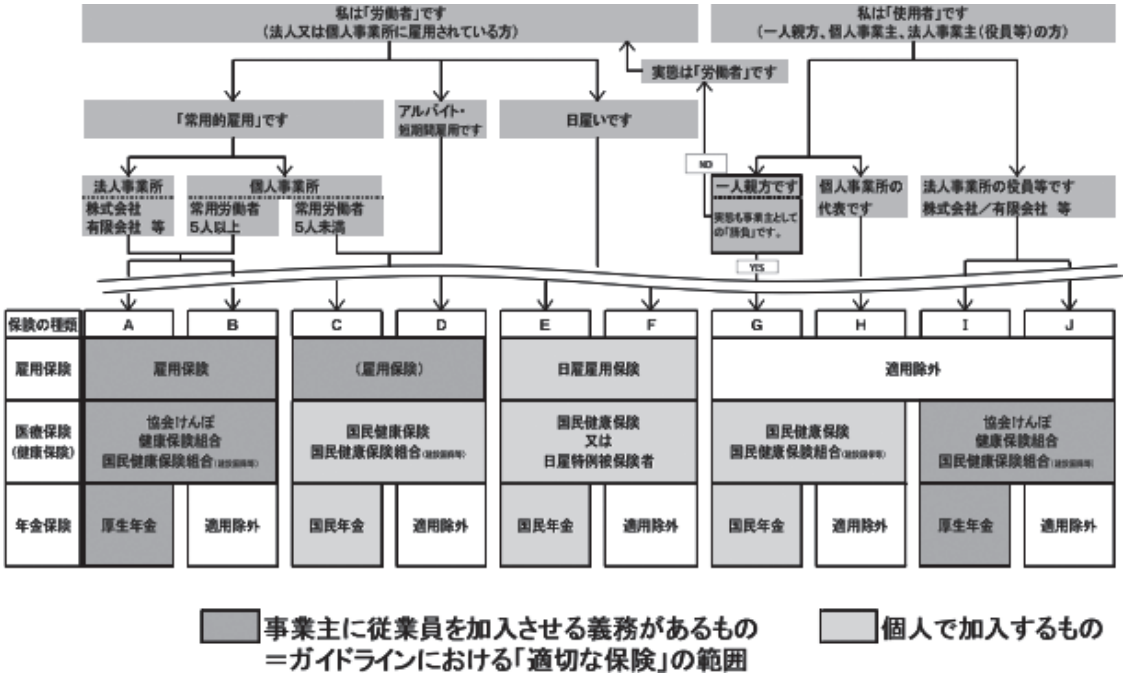

（国土交通省「適切な保険」を確認するためのフローチャートの活用より抜粋）

3 働きがいのある環境

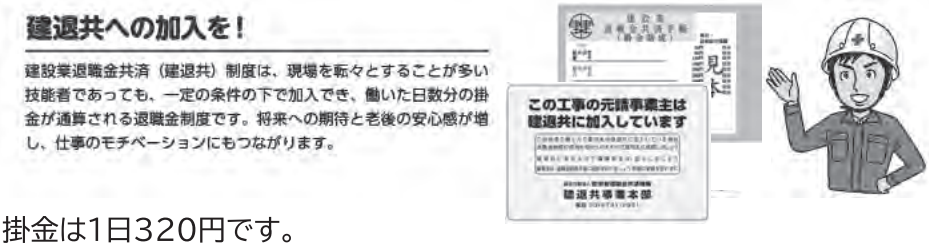

（国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課リーフレットを基に作成）

掛金は1日320円です。

掛金納付年数	掛金総額	退職金額
5年	403,200円	414,087円
10年	806,400円	893,559円
15年	1,209,600円	1,409,319円
20年	1,612,800円	1,933,479円
25年	2,016,000円	2,474,439円
30年	2,419,200円	3,038,919円
35年	2,822,400円	3,641,031円
40年	3,225,600円	4,268,007円

1人親方の加入

任意組合で加入できます 。一人親方（一人親方とともに技能習得中の方も含みます）が集まって任意組合を作り、建退共が規約について認定したとき、その任意組合を事業主とみなし、個々の親方などはその事業主である任意組合に雇われた労働者とみなすことにより、制度を適用することにしてあります。

※ 退職金は、共済手帳に貼り終わった共済証紙と電子申請により充当された掛金の合計が24月（21日分を1か月と換算）以上になって、建設業関係の仕事をしなくなったときなどに、労働者又はその遺族からの請求により、請求者本人に支給

（国土交通省 不動産･建設経済局 建設市場整備課リーフレットより抜粋）

第３節　一人親方等が現場で行うべき事項

1　働く意識

一人親方等は、雇用主の指揮命令の下に作業する労働者とは異なり、以下のとり、自らの責任において判断し、行動する必要があります。

① 仕事の依頼に諾否（だくひ）の意思を示す。
② 指示、指揮、監督を受けることなく、自分の判断で仕事を進める。
③ 勤務時間、休日、休憩などは自ら決定する。
④ 仕事は自分で使う機械器具を使用する。
⑤ 契約は注文書、注文請書など書面で締結する。
⑥ 仕事の契約は自分の商号を用いて締結する。
⑦ 自分の仕事を代わってもらった場合でも報酬（工事代金）は自分で受け取る。
⑧ 自分のミスで作業が遅延したなどで損害が生じた場合、その損害は自分で負担する。

一人親方とその発注事業者の方々へ

契約の手続、内容について見直しましょう

建設工事の完成を目的とした工事を請け負う場合、
- 工事着工前に見積書を取り交わしましょう。
- 報酬をしっかり請求できるように書面で契約しましょう。

注意　建設業法令違反のおそれのある事例

書面で契約していない

報酬の減額

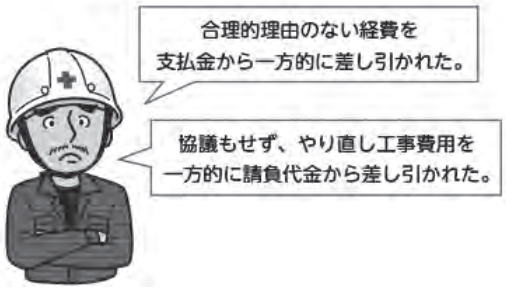

（国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課リーフレットより抜粋）

注意　以下のような請負契約は見直しましょう

- 報酬が労働時間・日数によって変動する
- 契約金額に労災保険特別加入の費用や支給されない資機材等の必要経費等が実質的に反映されず、雇用されている同種の技能者と同額程度の報酬となっている

みんなで守る適正取引！

適正と考えられる一人親方とは

適正と考えられる一人親方とは、請け負った仕事に対し自らの責任で完成させることができる技術力と責任感をもち、現場作業に従事する個人事業主である。

技術力

技術力の例
- ○ 建設業許可の取得
- ○ 職長クラス、建設キャリアアップシステムレベル3の保有
- ○ 実務経験年数が10年程度以上や多種の立場を経験
- ○ 専門工事技術のほか、安全衛生等の様々な知識の習得
- ○ 各種資格の取得

責任感

責任感の例
- ○ 建設業法や社会保険関係法令、事業所得の納税等の各種法令を遵守
- ○ 適正な工期及び請負金額での契約締結
- ○ 請け負った契約に対し業務を完遂
- ○ 他社からの信頼や経営力

（国土交通省「建設業の一人親方問題に関する検討会中間とりまとめ（参考資料）」を基に作成）

職種ごとの一人親方としての働き方確認（案）

業種名	一人で請け負うことが可能な職種か	一人で請け負うことが成立する現場の例	一人で請け負うことは不可能と考えられる現場の例
鉄筋	× 作業の特性上一人で請け負うとは考え難いとされる職種	・例外として、町場の小規模工事における、多能工的な仕事で、一部鉄筋工事が含まれている場合。	・土木工事及び建築工事において、元請からの発注による請負工事で、施工体制を明確にした契約に基づき成立するため、一人で請け負うことはあり得ない。
型枠	○ 一人で請け負うことが物理的・契約的に成立するもの有り	・小規模のRC構造物の型枠組立て作業（小規模のマンション、個人住宅、住宅基礎、小規模の設備機械基礎工事、小規模の擁壁・立上り壁・基礎等外構工事の型枠工事、小規模の土木工事に伴う型枠工事） ・中小規模以上のRC構造物の型枠工事の中の一部の請負作業（チーム作業とは別に一部の型枠（一部のスパン（区画）、階段等）を請負う作業、型枠パネルの製作作業） ・小規模のRC構造物の型枠の解体作業	・左記以外の通常規模以上の工事においては、一人親方のみで請け負うことは作業の性質上、困難である。
電気	○ 一人で請け負うことが物理的・契約的に成立するもの有り	・住宅工事全般　・改修工事 ・リニューアル工事　・小規模工事 ・テナント工事　・小規模の保守工事	・左記以外の工事、公共工事及び大規模工事
管	○ 一人で請け負うことが物理的・契約的に成立するもの有り	・小規模な住宅建設（ハウスメーカー発注等）や木造等の戸建て住宅の設備工事 ・小規模な建築物等の改修工事に伴う設備工事 ・小規模建築物の空調（エアコン等）等の設置工事 ・修理や保守点検作業	・RCやSRC等の高層建築物の大規模な機械設備工事 ・建築面積の大きい工場やビルの機械設備工事 ・上水道関係の水道本管や配水管の布設工事

（国土交通省「建設業の一人親方問題に関する検討会中間とりまとめ」より抜粋）

業種名	一人で請け負うことが可能な職種か	一人で請け負うことが成立する現場の例	一人で請け負うことは不可能と考えられる現場の例
鳶	○ 一人で請け負うことが物理的・契約的に成立するもの有り	・住宅工事における外構工事（境界ブロック積み工事・門柱・玄関アプローチ・カーポート設置工事） ・住宅工事の基礎（根切り、鉄筋、型枠等） ・溶接工、鉄骨などのボルト作業	・住宅以外のRC造・S造その他工事 ・足場工事・曳家工事・鉄骨組払し工事・重量物設置工事等 ・足場組払し、鉄骨建方、重量物運搬 ・高所（2m以上）の作業現場は、一人ではしていけない。
内装仕上	○ 一人で請け負うことが物理的・契約的に成立するもの有り	・鋼製下地工事やボード仕上工事については補修等の小さな現場 ・クロス壁工事や床工事では一般住宅等の現場	・左記に記載した規模以上の工事
塗装	○ 一人で請け負うことが物理的・契約的に成立するもの有り	・小規模現場（戸建塗替工事 等） ・施工量の少ない工事（雑塗装工事） ・大型工事（新築、改修を含め）の中の限定された範囲（例；天井のボード部のみ50㎡、1フロアの建具10か所）の塗装工事	・公共工事（建築および橋梁塗装工事）
建設機械	○ 一人で請け負うことが物理的・契約的に成立するもの有り	・小規模な建設現場などの土砂が発生する現場において、ダンプトラックによる運搬作業等については、一人で請負うことも可能な場合がある。	・機械土工工事業の現場は、掘削、積込み、運搬、敷均し、転圧作業を繰り返す業種のため、原則的には一人で請け負うことが不可能
左官	○ 一人で請け負うことが物理的・契約的に成立するもの有り	・住宅等の小規模な左官工事。 ・小規模リフォーム工事の左官工事	・通称、野丁場と言われるゼネコンの中規模～大規模の左官工事。 ・それに付随する床コンクリート仕上げ工事（土間工事）も含む。

※本ページについては検討会の構成員と検討の上、作成。

（国土交通省「建設業の一人親方問題に関する検討会中間とりまとめ」より抜粋）

とはいえ、木造家屋建築工事等の小規模な現場を除けば、実際のところ、元請による統括管理の下で数多くの一人親方等の職人が働いており、この場合には、自ら判断し行動する一人親方等についても、その建設現場のルールに基づいて朝礼への参加を求められたり、現場の安全施工サイクルに沿って作業を進めるなど、現場の作業時間や作業方法について拘束を受けて仕事をすることとなっています。

自ら判断して行動するのが一人親方等であるといっても、他の作業員と連携して

作業を進めなければなりませんし、他の作業員にも影響を及ぼす事柄は、自分だけの判断で決定することは差し控えなければなりません。統括安全衛生管理の下で混在して作業する場合には、安全に作業を進めるために、常に関連する他の作業員とコミュニケーションをとり、円滑に仕事を進める意識を持つことが求められています。

2　再下請負通知書の提出

一人親方等が元請の統括安全衛生管理の下で仕事をする場合には、先次の協力会社や元請に「再下請負通知書」を提出することにより、元請は一人親方等の存在を認識することになります。しかし、これが提出されないと、元請や協力会社などの工事関係者が一人親方等の存在を知らないままとなっていることが少なくありません。こうした場合には、毎日の安全工程打合会による翌日の作業内容が翌日の朝礼時に一人親方等に十分に周知されず、一人親方等に災害が発生する原因となっています。

3　独り作業、スポット作業

一人親方等は独り作業が多く、不安全行動を注意される機会がほとんどありません。作業の安全について自ら判断しなければならないので、他の作業員よりも自分の職種の作業については安全の知識を十分に持っていなければ、現場で使用する仮設備の安全上の不具合を指摘し、改善してもらうことも出来ません。

また、一人親方等はスポット作業に就くことも多く、その日の途中から現場に入場したり、退場することが多々あります。途中から入場するときは、朝礼時の安全の指示や注意事項を知らないまま作業することがないように、当日の安全指示や注意事項を必ず職長に確認してから作業するようにしましょう。途中退場時には、災害発生の有無を必ず職長に報告するようにしましょう。なお、現場に入場したら新規入場者教育は必ず受講して現場のルールをよく理解しておきましょう。

4　元請、協力会社への報告

一人親方等が先次の協力会社や元請に無断で作業を変更したことで災害が発生することがあります。作業を変更する場合は協力会社の職長を通じて元請に必ず報告し、元請の承認を得てから作業に取りかかるようにしてください。

5　ＫＹ活動と始業前点検

一人親方等は独り作業となるため、現地ＫＹは、「一人ＫＹ」として実施する

ことになります。「一人ＫＹ」は以下の７つの視点で行うとよいでしょう。

①高い所からは落ちる　②立っている物は倒れる　③吊っている物は落下する　④丸い物は転がる　⑤動いている物には挟まれる　⑥回転している物には巻き込まれる　⑦通路にある物にはつまずく

このような視点で一人ＫＹとして「指差呼称」により始業前点検を行うと、現場の安全上の不具合がより発見しやすくなるでしょう。

6　資格

重機の運転免許や玉掛けの資格などは、免許試験の合格や技能講習、特別教育の修了により取得できますし、これらの資格を取得しなければ何人も当該作業に就くことは出来ません。一人親方等も例外ではなく、資格が必要な作業かどうかを確かめておくほか、必要な作業である場合には、資格を取得しておかなければなりません。

7　一人親方等の安全衛生教育の必要性

「一人親方等」は、雇用された作業員と同様の安全衛生教育の機会が少なく、結果的に災害防止の知識が十分ではないまま建設現場で働いているのが実情ではないでしょうか。こうした一人親方等の安全や健康の確保のため、政府は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」を策定し（平成29年６月９日）、「一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。」と定めました（令和５年６月閣議決定により変更）。

建設現場ではさまざまな職種の方が混在して作業が行われており、元請による統括管理の下に統一的な安全衛生管理が行われていますが、この計画により雇用されている作業員と同様に、一人親方等にも安全衛生管理の基本的な知識の習得が求められることになったのです。

また、

（１）一定の危険有害な作業を行う事業者に、作業等を請け負わせる一人親方等や同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても一定の保護措置が義務付けられています（2023. 04. 01～）。*1

＊1　一定の保護措置とは、

・請負人だけで作業するときも、事業者は自ら設置した局所排気装置等の設備を稼働させる等の配慮をすること

・特定の作業方法によることが義務付けられている作業を、請負人に行わせるときには当該作業方法を周知すること

・労働者に保護具を使用させる義務がある作業を、請負人に行わせるときには保護具を使用

する必要がある旨を周知すること
等

（２）危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の適用範囲が作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大されます（2025.04.01～）。*2

＊2　拡大される保護措置とは

・労働者に危険箇所等への立入禁止・搭乗禁止、立入等が可能な場所の限定、悪天候時の作業禁止とする際には、その場所で作業する労働者以外の人も対象とすること
・喫煙等の火気使用が禁止されている場所では、その場所にいる労働者以外の人にも火気使用を禁止すること
・事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること
・立入禁止とする必要があるような危険箇所等で、例外的に作業させるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）にも保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

第２章
建設業の現状と労働災害の発生状況

第１節　建設業の現状

1　建設投資額の推移と就業者数の推移

建設業においては、高度経済成長期における社会資本整備の担い手として多くの労働者が参入しました。国内の建設投資の額が1992年度には84兆円に達するなど活況を呈したため、就業者数も右肩上がりに増加し、1997年にピークを迎え、685万人に達しました。

その後、国内の建設投資の額は減少に転じ、2010年度には、ピーク時の50％に当たる42兆円まで減少してしまいました。したがって建設業は、工事量の減少による過当競争にさらされ、過剰な就業者が徐々に建設業から離れ、就業者数はピーク時の1997年に比べて2023年では70％まで減少しています。

2011年度からは、東日本大震災の復興需要による工事が増加したことに加え、首都圏における旺盛な再開発工事や東京オリンピック・パラリンピックなどにより建設投資の額が増加し、今後も大阪万国博覧会などの大型プロジェクトにより、作業員不足が一層顕在化することが予測されます。

さらに、作業員の高齢化が進み、1997年には55歳以上の作業員の割合が24％でしたが、2006年には30％、2023年には全体の37％を占めるまでになっていることにも着目しておかなければなりません。

図表２には、1997年から2023年にかけての建設業における就業者数の推移を年齢階層ごとに示します。

図表１　建設投資額の推移

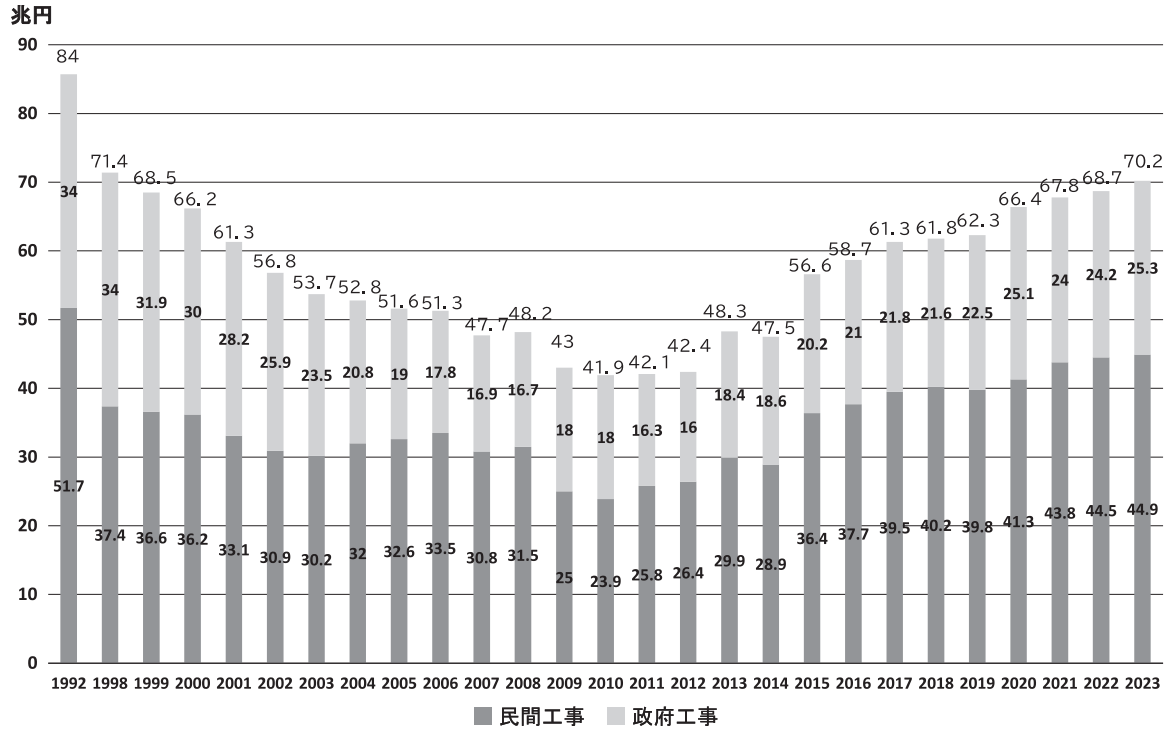

国土交通省：建設投資（名目値）の推移

図表２　建設業の年齢階層別就業者数の推移

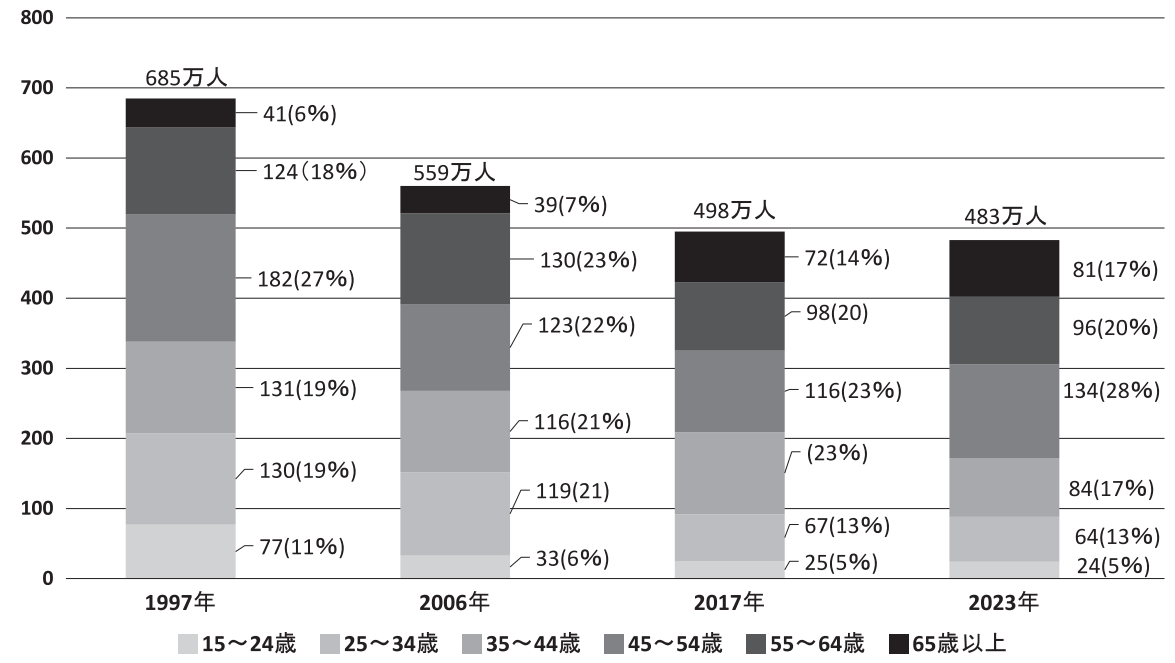

厚生労働省「労働力調査（年齢階層、産業別就業者数）

2　機械化の進展

建設現場には、さまざまな種類の建設機械が導入され、省力化に大いに役立つとともに、大型化、高性能化が進んでいます。したがって、現場では、建設機械の周辺で作業する機会も多くなっているため、特に車両系建設機械の周辺における作業に対して、労働災害防止対策の十分な検討が必要とされます。

現場で使用される車両系建設機械やクレーン等は、それぞれに特有の危険があり、これまで数多くの災害の発生が報告されています。そうした多くの過去の災害は、機械の特性についての知識の不足や、運転方法に不慣れなまま操作することによって発生していることが多いため、作業員に対する教育や訓練の実施が災害防止の重要なポイントとなります。

第２節　建設業における労働災害の発生状況

1　就業者数と労働災害の発生状況

建設業全体の労働災害は長期的には着実に減少傾向を見せていますが、最近の労働災害の発生状況をみると、死亡災害の減少はやや鈍化傾向を示しています。

2014年から2023年までの10年間の建設業の災害発生の傾向をグラフで表すと、就業者数が低下傾向を示す中、死亡災害発生件数が底打ち傾向を見せ、その後、就業者数は500万人前後で推移している状況の中で、2020年までは、２年連続で過去最少となっていました。しかしながら2021年の死亡災害は、前年比で22人増と大きく増加し、2022年も前年比で３人増加しましたが、2023年は58人減少しました。

また、従来から指摘されているように、建設業の死亡者数は、全産業の約３割を占めています。今後も、安全衛生管理の改善の取組をなお一層継続する必要があります。

図表３　建設業の就業者数と労働災害の発生状況

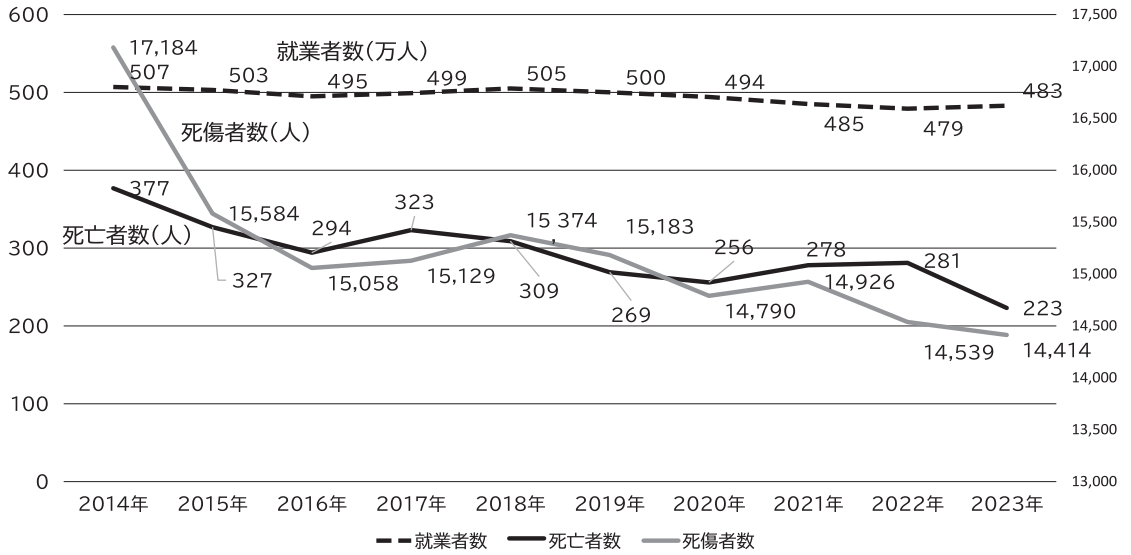

出典：総務省「労働力調査（年齢階級、産業別就業者数）」、厚生労働省「労働災害発生状況」

2　事故の型別死亡災害の発生状況

2019年から2023年の５年間に発生した建設業全体の死亡災害の発生状況を事故の型別でみると図表４のとおりです。

図表４　建設業の事故の型別死亡災害（2019年～2023年）

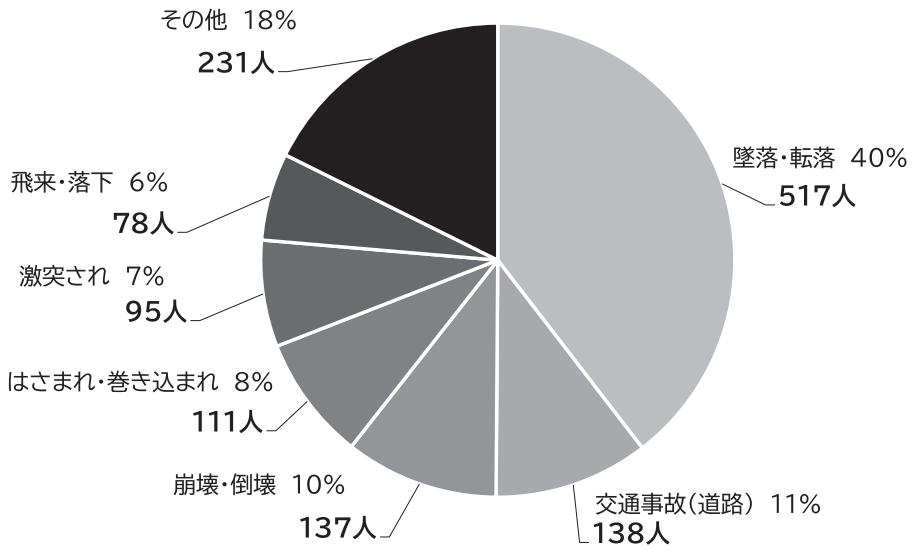

厚生労働省「労働災害発生状況」より作成

3　新規入場時の死亡災害被災率

建設現場では、新たに入場した作業員が災害を起こす確率が高く、特に入場してから一週間までの被災率が高いことが課題となっています。

一人親方等の場合も全く同様で、数日間は現場の状況が十分把握できないことに加え作業所のルール等に不慣れなため、戸惑いを覚えながら作業を進めていることにより被災率が高くなっている可能性が考えられます。

図表５　新規に入場してからの死亡災害被災率（2021年）

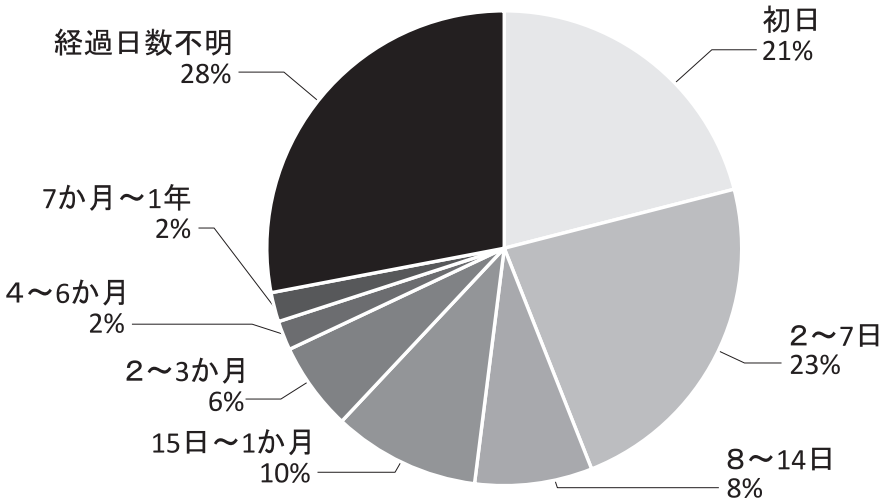

出典：「建設業安全衛生の早わかり（令和３年度版）」（建設業労働災害防止協会）

第３節　一人親方等の死亡災害発生状況

1　一人親方等の死亡災害

一人親方等は労基法や労働安全衛生法上の労働者ではありませんので、建設業の労働災害発生状況には含まれません。しかし、別途、厚生労働省が調べたところ、一人親方等の死亡者数は、労働災害による死亡者数（年間数百人）の約三分の一に相当する数となっています（2023年）。

建設業の一人親方等は、業務災害のリスクが高く、安全衛生管理の必要な仕事に就いていることをしっかりと自覚しておくことが必要といえます。

図表６　一人親方等の死亡災害発生状況

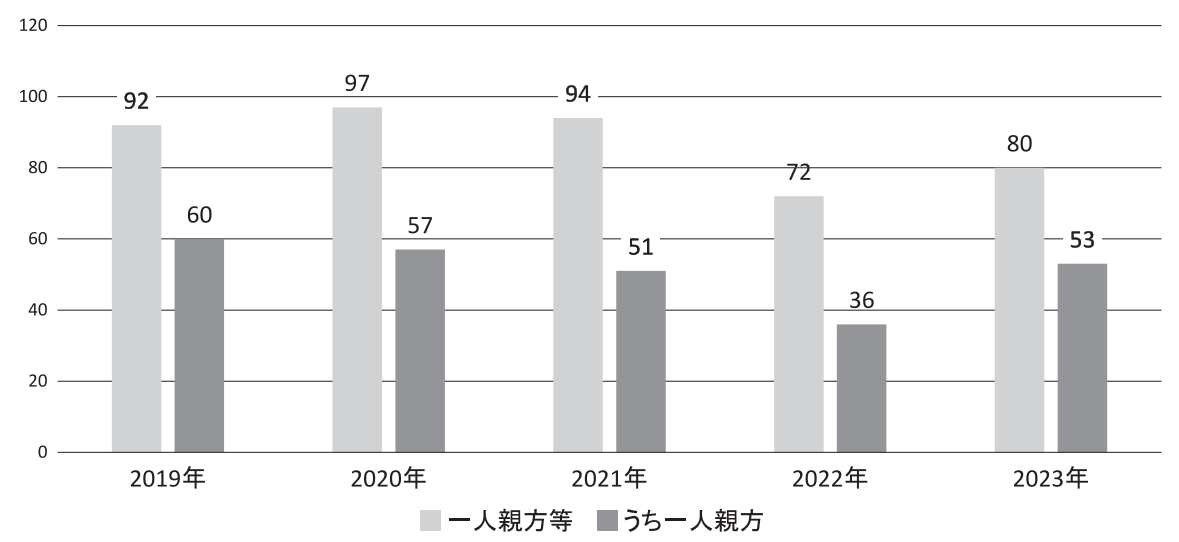

（厚生労働省「一人親方の死亡災害発生状況」のデータより作成）

１）一人親方等の事故の型別死亡災害

一人親方等の死亡災害は、墜落・転落災害の占める割合が約60％を占めています。高所からの災害防止が最大の課題となっています。（図表７）

図表７　一人親方等の事故の型別死亡災害（2019年～2023年）

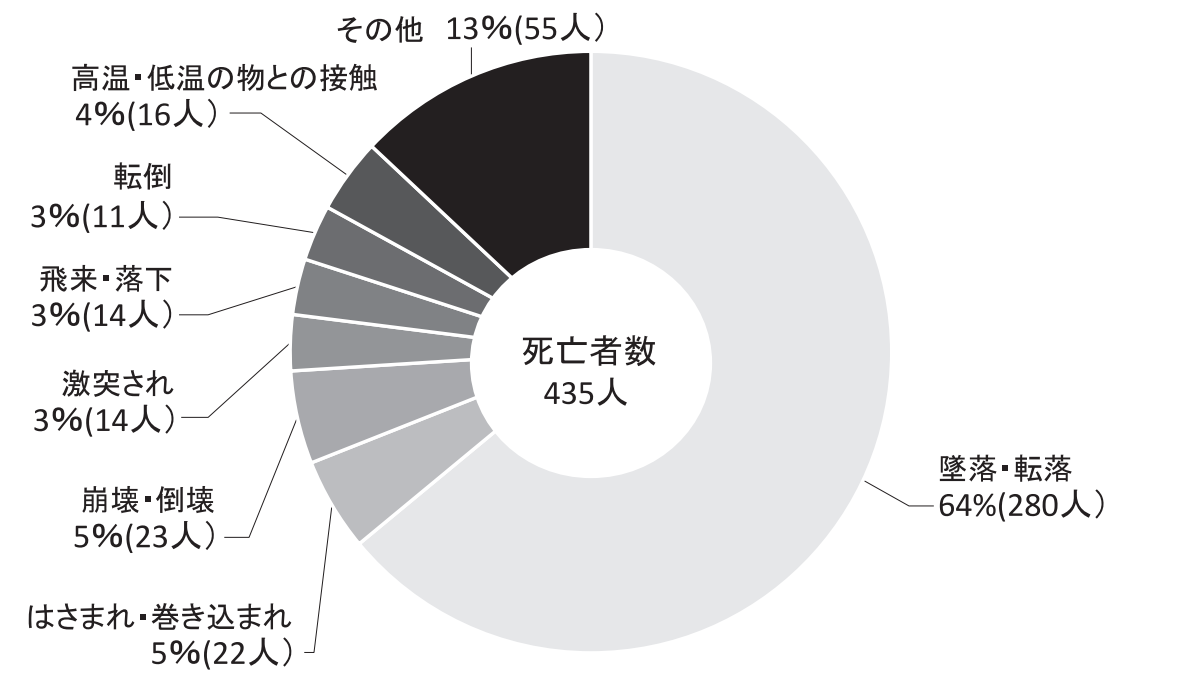

厚生労働省「一人親方等の死亡災害発生状況」のデータより作成

2）一人親方等の墜落・転落による死亡災害

一人親方等の墜落災害が発生した場所の割合は屋根、はり、もや、けた、合掌が28%、足場が24%、はしご等が18%となっています（図表８）。

図表８　一人親方等の墜落・転落による死亡災害（起因物別：2019年～2023年）

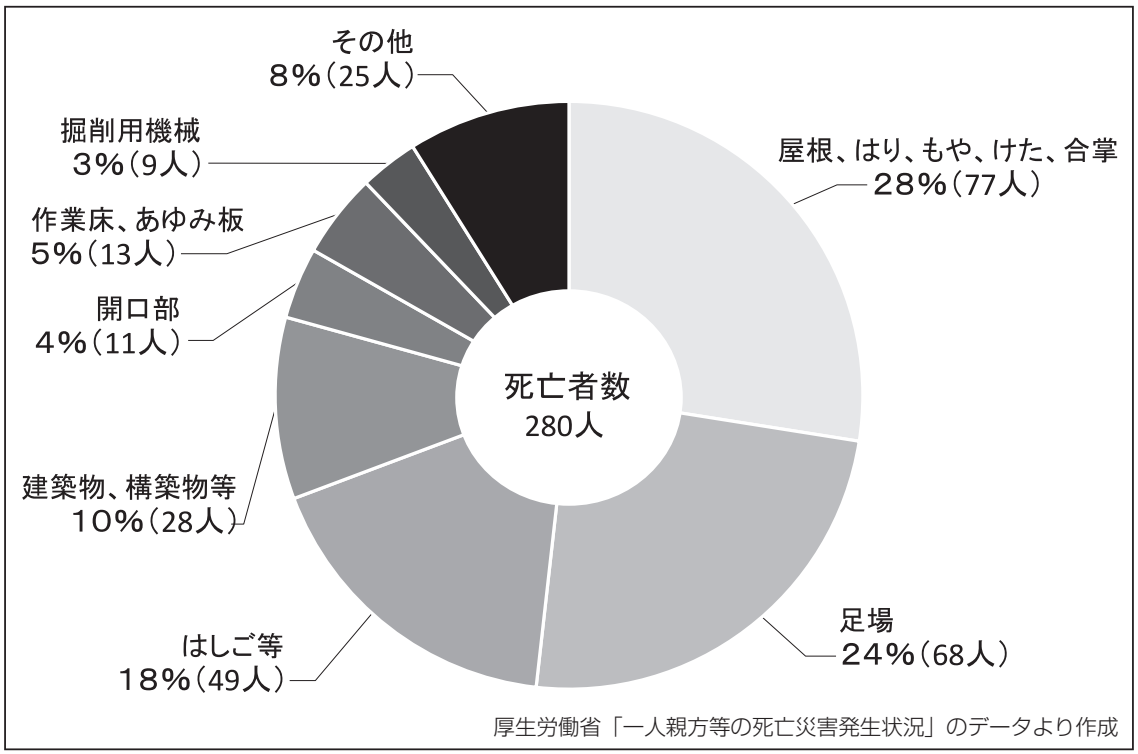

3）一人親方の年齢別死亡災害

一人親方の年齢別死亡災害をみると60才以上が５割強を占めています（図表９）。

図表９　一人親方の年齢別死亡災害発生状況（2019年～2023年）

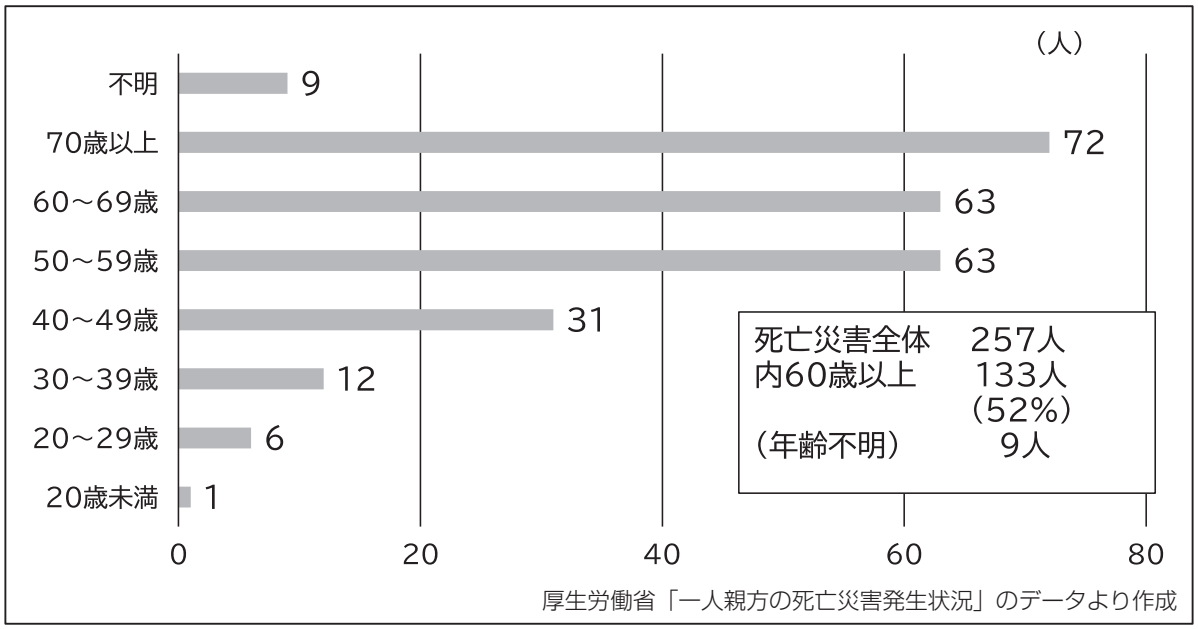

第３章
災害発生の仕組み

第1節　災害とは

災害は現象でとらえると物や人が原因となって起きていますが、物だけが損壊する事象を「事故」、異常な状態にある物に人が接触して起きる事象を「災害」と言っています。災害の大半は「物」の不安全な状態と「人」の不安全な行動が重なり合って発生しているのです。

第2節　災害発生の要因

1　厚生労働省の考え方

災害発生の要因には何らかの安全管理上の欠陥が存在し、不安全状態や不安全行動を放置してしまい、それぞれが接触する事象を起こすことによって発生します。

不安全な状態及び不安全な行動は、厚生労働省により図表11のように分類されています。

図表10　災害発生のモデル図

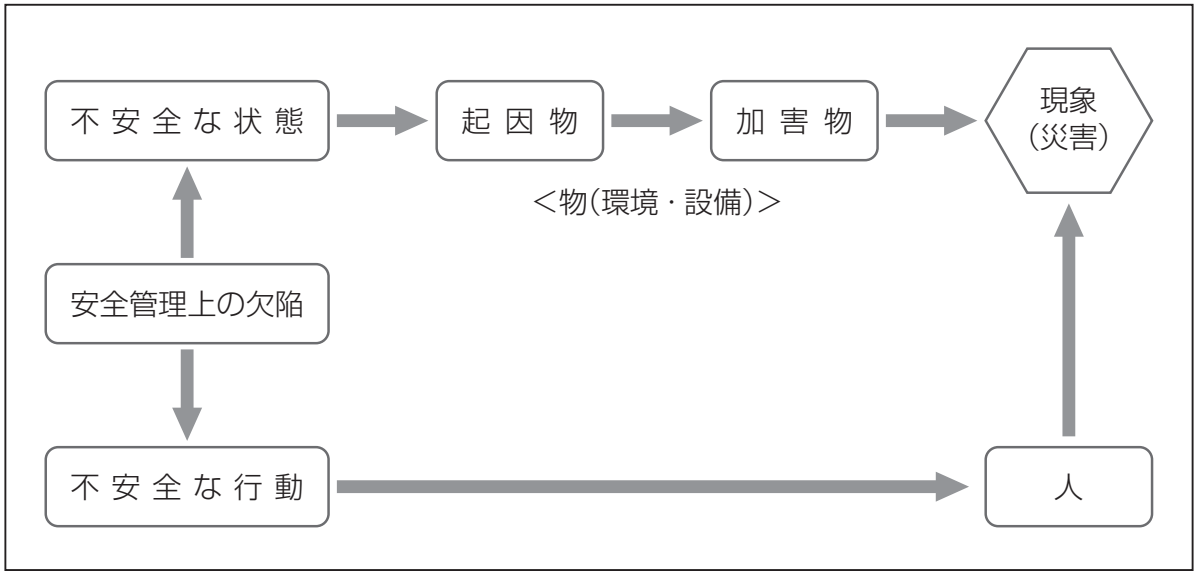

図表11　不安全状態と不安全行動

機械や物の不安全状態

物自体の欠陥	設計不良、構成材料の欠陥、組立・工作の欠陥、老朽・疲労・使用限界、故障未修理、整備不良、その他
防護措置・安全装置の欠陥	無防護、防護不十分、接地又は絶縁なし・不十分、遮蔽なし・不十分、区画・表示の欠陥、その他
物の置き方、作業場所の欠陥	通路が確保されていない、作業箇所の間隔・空間の不足、機械・装置・用具・什器等の配置の欠陥、物の置き場所の不適切、物の積み方・置き方の欠陥、物のたてかけ方の欠陥、その他
保護具・服装等の欠陥	はき物を指定していない、手袋の使用禁止をしていない、保護帽を備えつけていない、安全帯を備えつけていない、保護具を指定していない、服装を指定していない
作業環境の欠陥	換気の欠陥、照明の不適当、有害なガス・蒸気・粉じんその他作業環境の欠陥
部外的、自然的不安全な状態	物自体の欠陥（部外の）、防護措置の欠陥（部外の）、物の置き方・作業場所の欠陥（部外の）、作業環境の欠陥（部外の）、交通の危険、自然の危険
作業方法の欠陥	不適当な機械・装置の使用、不適当な工具・用具の使用、作業手順の誤り、技術的・肉体的な無理、安全の不確認、その他
その他	その他の不安全・不衛生な状態、分類不能

労働者の不安全行動

防護・安全装置を無効にする	安全装置をはずす・無効にする、安全装置の調整を誤る、その他防護物をなくする
安全措置の不履行	不意の危険に対する措置の不履行、機械・装置を不意に動かす、合図・確認なしに車を動かす、合図なしに物を動かし又は放す、その他
不安全な状態を放置	機械・装置等を連転したまま離れる、機械・装置を不安全な状態にして放置する、工具・用具・材料・くず等を不安全な場所に置く、その他
危険な状態を作る	荷などの積み過ぎ、組み合わせては危険なものを混ぜる、所定のものを不安全なものに取りかえる、その他
機械・装置等の指定外の使用	欠陥のある機械・装置・工具・用具等を用いる、機械・装置・工具・用具等の選択を誤る、機械・装置等を指定外の方法で使う、機械・装置等を不安全な速さで動かす
運転中の機械・装置等の掃除、注油、修理、点検等	運転中の機械・装置、通電中の電気装置、加圧されている容器、加熱されているもの、危険物が入っているもの等の掃除、注油、修理、点検等
保護具、服装の欠陥	保護具を使わない、保護具の選択・使用方法の誤り、不安全な服装をする
危険場所への接近	動いている機械、装置等に接近し又は触れる、つり荷に触れ、下に入り又は近づく、危険有害な場所に入る、確認なしに崩れやすい物に寄りかかる又は触れる、不安全な場所へ乗る、その他
その他の不安全な行為	道具の代わりに手などを用いる、荷の中ぬき・下ぬきをする、確認しないで次の動作をする、手渡しの代わりに投げる、飛び降り・飛び乗り、不必要に走る、いたずら、悪ふざけ、その他
運転の失敗（乗物）	スピードの出し過ぎ、その他の不安全な行動
誤った動作	荷などの持ち過ぎ、物の支え方の誤り、物のつかみ方が確実でない、物の押し方・引き方の誤り、上り方・下り方の誤り
その他	その他の不安全・不衛生な行動、分類不能

出典：厚生労働省ホームページ他

2　災害発生原因の４つの要素

作業中に発生する災害の背景にはさまざまな要素が存在していますが、それらの要素を４つに分けて考える手法が４Ｍ（Man、Machine、Media、Management）と呼ばれる手法です。

４Ｍは、NTSB（米国国家運輸安全委員会）の指針で示された事故分析手法であり、災害に関わりのあったあらゆる事項を時系列に洗い出し、それらの事項が４Ｍのどれに該当するか検討し、問題点を明らかにして対策を考察する手法です。

災害発生の要因は、ともすれば被災者本人に原因があると結論付けがちですが、設備的要因、作業的要因、管理的要因に対しても十分検討を加え、災害の根本原因を探り出すことが重要です。

図表12　労働災害発生シーケンス

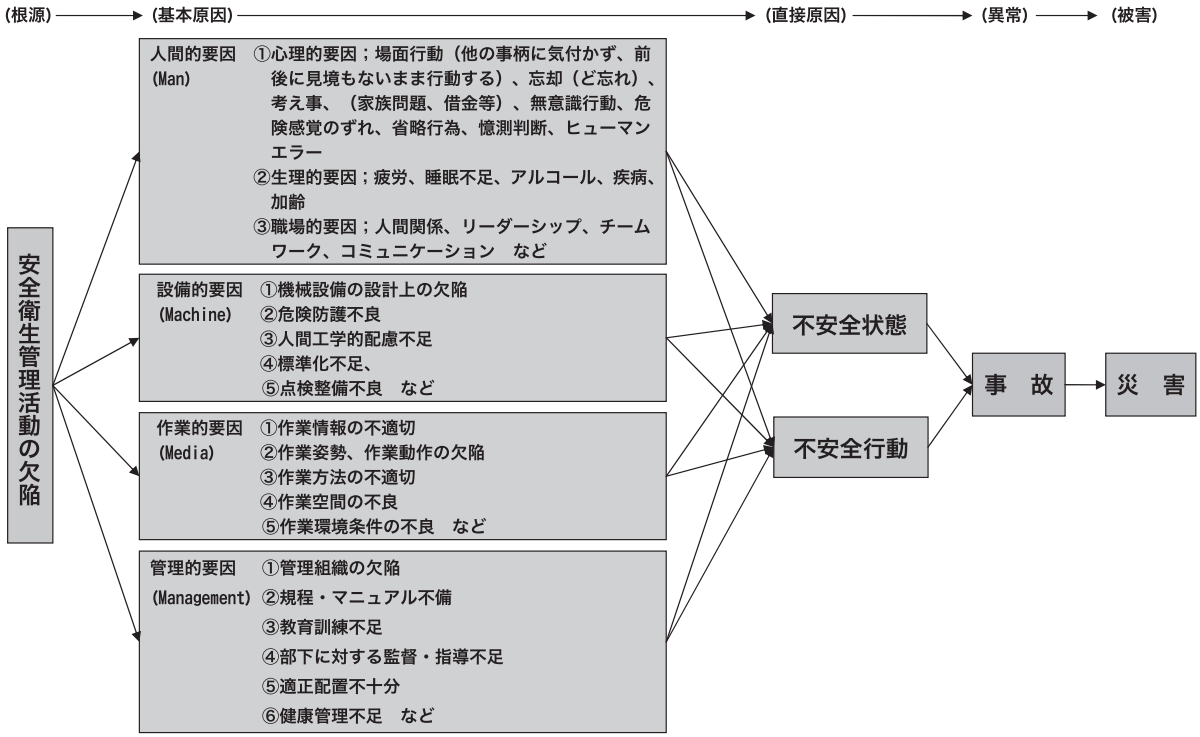

第３節　災害発生の確率

災害発生の頻度を説明する際に「ハインリッヒの法則」がよく使われます。ハインリッヒの法則とは、人が起こした休業を伴うような重い災害１件の背景に29件の応急手当で済む軽傷災害が発生し、さらにその背景には300件に及ぶ傷害に至らなかった事象（いわゆる「ヒヤリハット」）が潜んでいるという１：29：300の法則のことです。さらに、300回の事象の背景には、無数のヒヤリハットのもととなっている不安全な状態や、不安全な行動が潜んでいます。

また、「バードの法則」は１：10：30：600の法則とも言われています。事故報告の発生割合を分析すると、重症または廃疾を伴う災害の起こる割合が１に対して、軽い傷害を伴う災害の起こる割合が10、物損のみの事故が30、傷害も損害もない事故（ヒヤリハット事故）の割合が600になるという分析結果です。

言い換えれば、作業行動の陰には無数の危険性又は有害性が潜んでいることとなり、作業を開始する前に危険性をいかに事前に特定し、回避策を取るかが災害防止の基本です。

図表13-1　ハインリッヒの法則

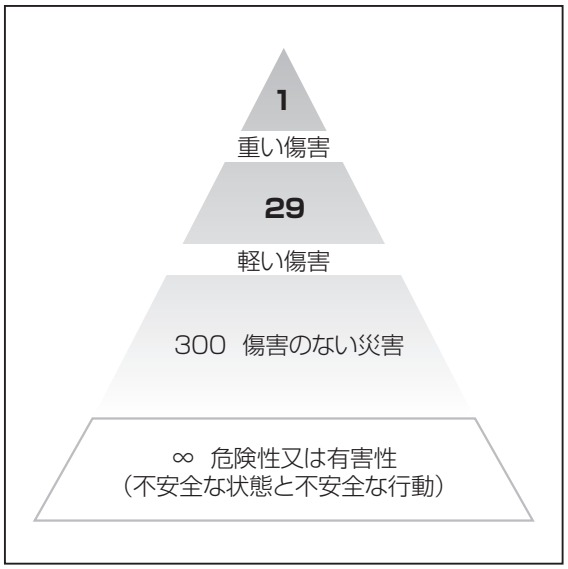

図表13-2　バードの法則

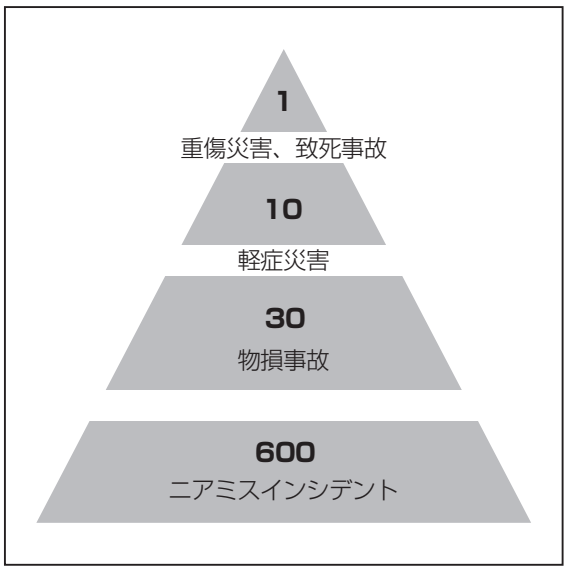

第４章
建設現場の安全衛生管理

第１節　統括安全衛生管理とは

建設工事では、同一の場所において元請業者、下請業者、再下請負業者等の請負契約関係にある複数の事業者がお互いに関連しながら作業を行っています。下請業者に雇用されている作業員や一人親方等の方々が、同一の現場で、それぞれが勝手に作業を進めるようでは労働災害が発生する可能性が高まってしまいます。そのような作業員が混在する現場においては、事業者それぞれが行う管理とは別に、現場全体として安全衛生管理の統制をとり、すべての事業者が足並みをそろえた災害防止活動に取り組む必要があります。

このように、複数の事業者の作業員が同一の場所で混在して作業することによって生ずる労働災害を防止するために実施される一連の合理的、組織的な安全衛生管理活動を統括安全衛生管理と呼んでいます。

図表14　建設現場の安全衛生管理体制（元請職員と作業員が50人以上の場合）

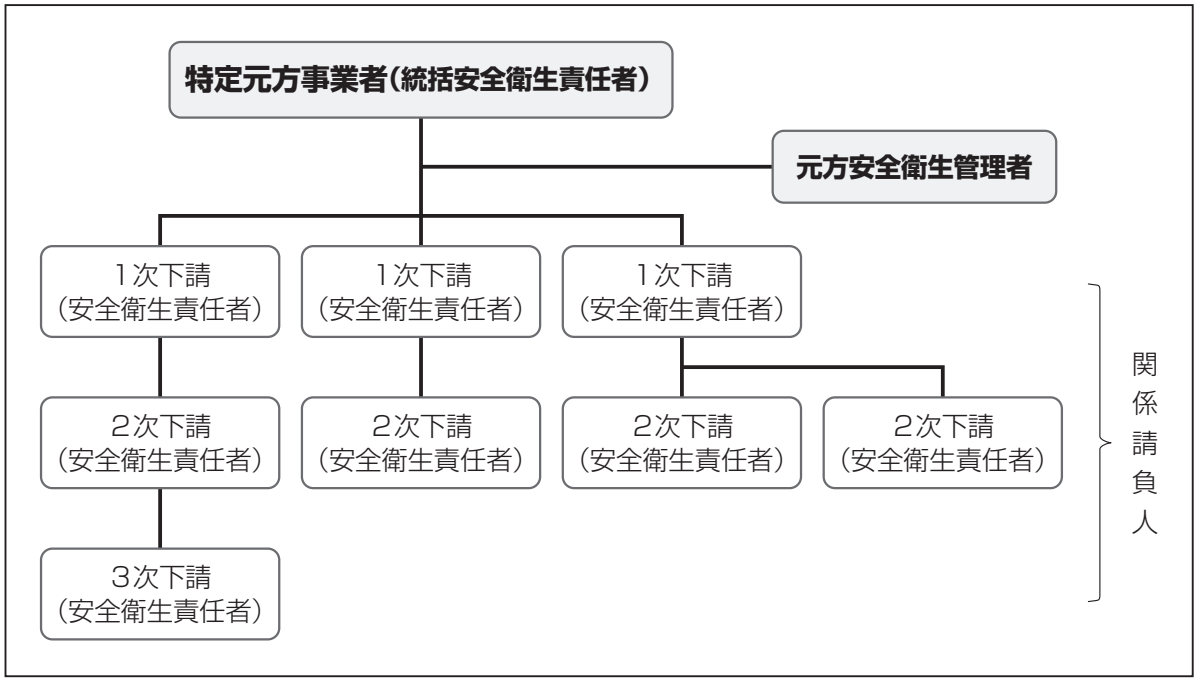

第２節　現場における安全施工サイクル

建設現場における労働災害を防止するため、施工と安全を一体化するための安全衛生管理活動が安全施工サイクル活動です。1982年に建設業労働災害防止協会が提唱することによって始まりました。

安全施工サイクル活動が目指しているのは、次のとおりです。

１）元請・下請業者協力型の安全確保

①　自主的安全衛生活動の推進（「ヤレの管理」から「ヤロウ、ヤルゾの管理」へ）

②　元方事業者・関係請負人それぞれの役割の明確化

２）施工と安全の一体化

①　ムリ・ムラ・ムダのない施工

②　施工に安全衛生管理活動が自然に組み込まれ、施工と安全の一体化が図られる

３）安全衛生活動の習慣化

①　効果的な災害防止活動の展開

②　日常管理に即した繰り返し型の安全衛生活動の定着

４）先取りの安全確保

①　リスクアセスメントを取り入れた作業手順書による危険検出型の管理

②　工程の進捗・変化に合わせた事前対応

５）全員参加の安全衛生活動の展開

①　自主的活動の展開

②　作業員の意見を生かした活動の展開

６）法規を上回る安全衛生の確保

①　快適な職場環境の形成

②　日常管理を通じた順法精神の育成

図表15　安全施工サイクルの課題

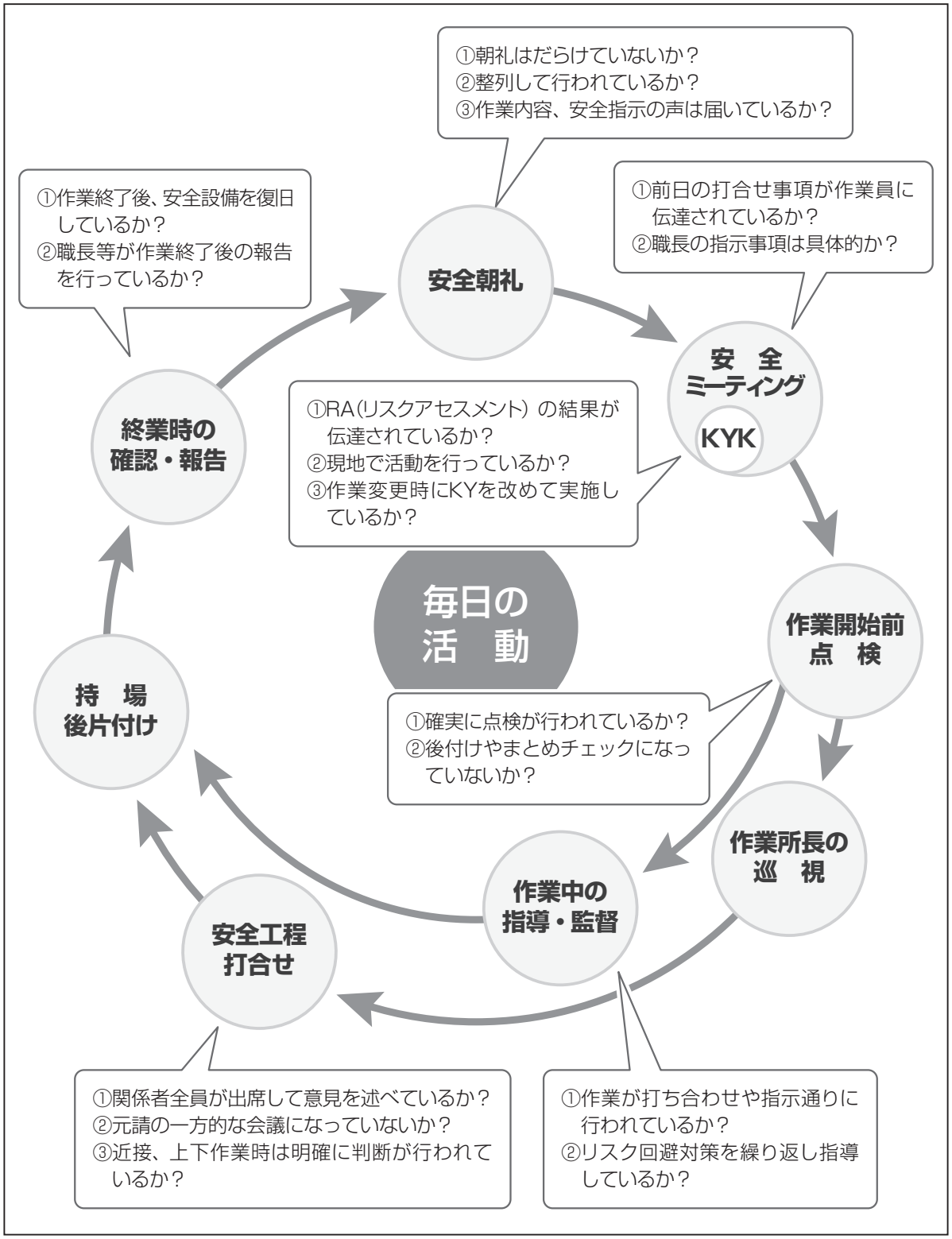

第３節　現場における安全運動

1　安全運動

災害防止のためには、安全運動の推進により現場の実際の作業で実施するよう、作業員への習慣化を行うことが肝要です。以下、安全運動の実施上のポイントを列挙します。

１）声掛け運動

現場でのあいさつは「声掛け運動」の基本です。ヘルメットの見やすい場所に氏名を記載し、あいさつ時に名前を呼び合うようにすると、お互いのコミュニケーションが高まります。しかし、運動の本来の目的は、作業員の不安全行動を見逃さず、不安全行動を注意する声掛けにあります。体調不良の作業員に対し「大丈夫か？」など、優しい声掛けも併せて行うとよいでしょう。

２）ＫＹ活動

以前は現場の朝礼実施後、ＴＢＭ（ツールボックスミーティング）などの時に安全広場でＫＹ活動を行っていましたが、最近では、現場の作業場所で「現地ＫＹ」を実施することが普及して来ています。この場合、一人親方等は現地で「一人ＫＹ」を行うことになりますが、作業の危険度や頻度を点数化して評価し、危険予知を重点的に行うなど、リスクアセスメント手法を取り入れた「一人ＫＹ」を実施するとより効果があるでしょう。

３）指差呼称運動

作業開始前に作業場所を指差呼称により点検するとよいでしょう。人間は見たいと思うものしか見ないものです。視線に指を添えて見ることで、見たくない現場の不具合を発見することもあります。大きな声でなくともよいので、「指差確認」運動として持ち場を点検してみてください。元請の方も現場巡視時に指差確認をしながら巡視するのも、現場に「指差呼称運動」が定着するひとつの方法でしょう。

４）グーパー運動

バックホウ、ローラーなど重機には死角があり、運転者の後方確認が不十分であったため、バック時に作業員と接触する危険性があります。重機の旋回範囲内は立入禁止ですが、やむを得ず立入る場合は、運転者に手でパーを合図し、運転者がグーを返すことで、お互いに確認し合ってから重機の旋回範囲内に立入るようにしてください。

5）3・3・3運動

吊り荷による飛来落下災害を防止するため、玉掛けが終了した時点で玉掛け者が行う運動が「3・3・3運動」です。その内容は玉掛け後３秒待って、地切り30cmで荷振れがないよう荷を安定させ、介錯ロープを用いて荷から３ｍ離れて荷を吊り上げるようにしてください。

6）ヒヤリ・ハット運動

現場作業終了後に協力会社の職長が作業員全員からヒヤリ・ハットの有無を聞き取り、ヒヤリ・ハットがあれば元請に報告させ、ヒヤリ・ハット防止対策を実施する運動を「ヒヤリ・ハット運動」といいます。ヒヤリ・ハットをなくすことにより、災害の芽を事前に摘むことができます。

2　危険体感教育

近年、現場の足場等の仮設備は、ますます安全に配慮された設備となっています。一方、現場設備が安全になったことで、ややもすると作業員の危険性や有害性を察知する感覚がにぶり、不安全行動に起因する災害が散見されるようになりました。災害を防止するためには、作業者自身が被災した状態に近い体験をすることが効果的です。このような現場の危険に対する作業員の感受性を高める手法として「危険体感教育」が実施されています。危険体感教育の実施例は以下のとおりです。

また、最近ではＶＲソフトを活用し、被災者の視線で墜落を疑似体験する手法が提唱されています。

なお、これらの危険体感教育の実施に当たっては、設備の安全性を十分に確認してから教育を行うようにしてください。

1）墜落・転落

安全帯ぶら下がり確認、安全帯の種類による衝撃の違い確認、小幅な安全ネットの伸び確認、親綱のたわみ確認、スレート屋根の踏み抜き確認、脚立･はしご･ローリングタワーの安定性確認、海中転落時の膨張式救命胴衣の作動確認

2）はさまれ・巻き込まれ

建設機械の死角区域の確認、玉掛ワイヤ・Ｈ形鋼等・係留ロープのはさまれによる衝撃確認

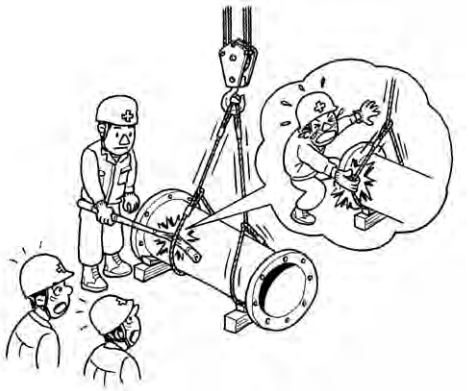

3）激突され

バックホウの旋回による人との接触の確認、

バックホウのクレーンモードと通常モードの旋回速度の違いの確認、ワイヤーロープの内角に入った場合の跳ね飛ばされの確認、ユニックの旋回方向による安定度の違いの確認、重心移動による荷振れの確認

4）飛来落下

吊り荷落下（荷の抜け落ち、一本吊り、当て物不備によるワイヤ切断）の確認

5）火災

危険物への引火の危険と消火器による消火の確認

6）保護具の性能確認

安全靴の有効性能の確認、安全靴の踏み抜き、かかと部・先芯への衝撃の確認

第４節　一人親方等が行うべき日常の安全衛生活動

1）安全朝礼

現場で行われる安全朝礼では、当日の作業に関する注意事項や、現場に生じる危険個所等の情報が伝達されるため、必ず参加しましょう。

2）安全ミーティング

一人親方等の作業に関連するグループのミーティングには必ず参加し、皆さんが関連する作業について不都合がないよう作業の内容を十分に把握し、疑問点があれば解消しておきましょう。

3）作業開始前の点検

当日使用する機械、電動工具、玉掛け用具、安全帯等の保護具は、使用前の点検を励行しましょう。

4）翌日の工程等の確認

皆さんの仕事が関連する業者の職長さんと打ち合わせを行い、元方事業者からの指示事項等を確認し、翌日の作業の内容を把握しましょう。

5）持ち場の後片付け

他職の資機材と混同しないよう片づける、使用した工具等を整備し明日の作業に備えましょう。

第５章
現場で繰り返し発生する災害とその防止対策

第１節　墜落・転落災害の防止

〔この項及び次項では、「墜落制止用器具」を「安全帯」と表記してある。〕

建設工事における一人親方等の死亡災害のうち墜落・転落災害が、全災害発生件数に占める割合の約６割を占める状況であることは第２章で述べましたが、墜落・転落災害の発生は、重篤な災害につながるケースが多いため、皆さんの安全対策の最優先課題としなければなりません。

墜落・転落災害を防止するためには、手すりや防網、安全帯取付け設備の事前設置などと合わせて、常に安全帯を正しく使用する習慣を身につけることが何よりも大切です。

労働安全衛生法では、高さ２メートル以上の高所作業について墜落等の危険を防止する措置などが義務づけられていますが、皆さんも作業所におけるルールを守るなど、災害防止措置の規定やルールを遵守しなければなりません。

また、安全帯を使おうとしても、安全帯取付け設備が不完全であったり、安全帯や安全帯取付け設備の使用方法について十分な知識がないまま作業を進めたりすることがないよう、墜落・転落災害防止のための正しい知識を身に着ける必要があります。

1　安全帯の基礎知識

①　安全帯の法令上の名称が「墜落制止用器具」に変更されました。

②　安全帯を「フルハーネス型」と「胴ベルト型」に分類し、作業箇所の高さなどに応じて選択することが必要になりました。

③　新しい構造規格の「フルハーネス型安全帯」が2022年１月２日から全面適用となっています。

④　「安全衛生特別教育」が必要です。

高さが２ｍ以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいてフルハーネス型安全帯を使用する作業を行う労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型（一本つり）	○	**胴ベルト型（一本つり）**
②	胴ベルト型（U字つり）	×	×
③	ハーネス型（一本つり）	○	**ハーネス型（一本つり）**

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められています。

フルハーネス型

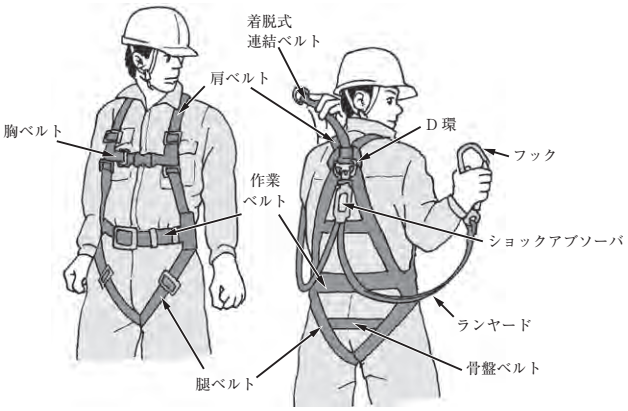

胴ベルト型

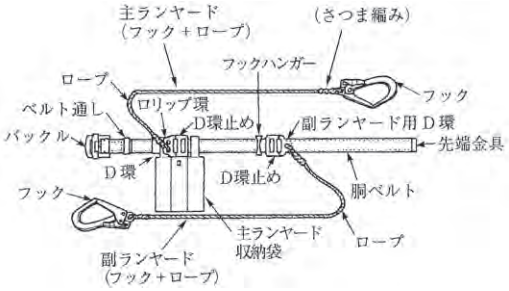

特別教育の対象者とフルハーネス型安全帯を使用する者とは異なる場合があるので注意が必要です。

⑤　安全帯の選定

・要件１　高さ6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定する。

高さ２m以上の箇所で作業床を設けることが困難なとき又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業では、高さに応じてフルハーネス型又は胴ベルト型を使用する。

ただし、高さが５m以下でフルハーネス型を使用した場合に地面に到達するおそれのある場合には、胴ベルト型を使用することができます。

・要件２　フルハーネス型安全帯は使用可能な最大重量に耐えるものを選定する。

フルハーネス型安全帯は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計が85kg用又は100kg用のいずれかを選ばなければなりません。（100kgを超える場合の特注品を除く。）

・要件３　フルハーネス型安全帯のショックアブソーバは、フックを掛ける位置によって適切な種別を選択する

腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種、足元に掛ける場合は第二種を選びます。

※本来、第二種は足元にフックを掛けるときに使うものですが、フックを掛ける箇所が足元より高い位置も混在するときは、第二種を選びます。

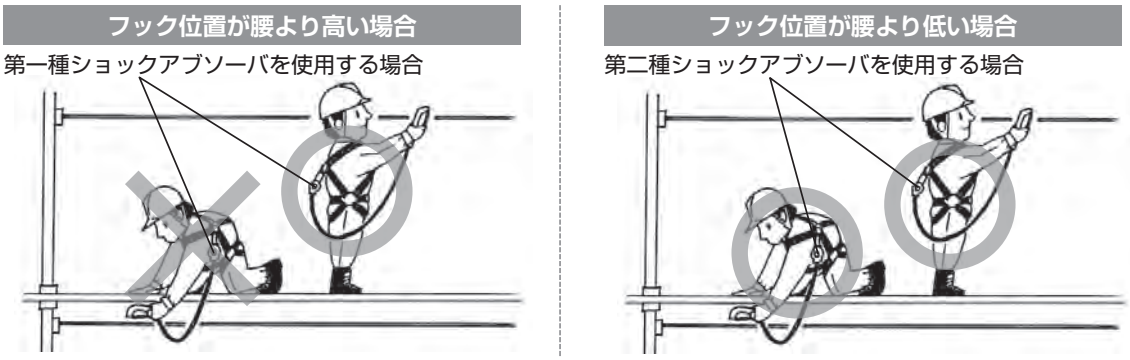

⑥　使用方法

・安全帯の装着

取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること。

・安全帯の取付設備

安全帯の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落時の衝撃力に耐えうるものであること。

⑦　点検・保守・保管、廃棄基準

安全帯の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。

・点検

日常点検のほかに一定期間ごとに定期点検を行うこと。

【使用前の点検】

①　ベルトやロープの損傷の有無

②　バックル・フック・D環等金属部材のサビや変形

③　ベルトの緩み（特に胸ベルト、股ベルトに緩みがないことを確認）

④　ベルトのねじれ

⑤　D環とランヤードの接続状態

・保守

定期的及び必要に応じて行うこと。

・保管

①　直射日光が当たらない、風通しが良く湿気の少ない、火気や放熱体などが近くにない、ランヤードの機能や強度に悪影響を及ぼさない場所に保管すること。

安全帯点検チェックリスト（チェックリストは一例を示す）

安全帯を正しく使用して頂くため、始業点検や定期点検は必ず行ってください。
廃棄基準に該当する場合は新品と取り替えてください。

（　）はハーネス型安全帯の廃棄基準を示す。

✓：異常なし
△：異常あり
◎：要修理

各部外観			点検項目と廃棄基準	判定
ベルト	両耳	摩耗・擦り切れ	3mm(2mm)以上の摩耗・擦り切れのあるもの	
		切り傷	3mm(2mm)以上の切り傷のあるもの	
		焼損・溶融	3mm(2mm)以上焼損・溶融しているもの	
	幅の中	摩耗・擦り切れ	3mm(2mm)以上の摩耗・擦り切れのあるもの	
		切り傷	3mm(2mm)以上の切り傷のあるもの	
		焼損・溶融	3mm(2mm)以上焼損・溶融しているもの	
	全体	薬品・塗料	3mm(2mm)以上付着しているもの	
		切り傷	3mm(2mm)以上の切り傷のあるもの	
		焼損・溶融	3mm(2mm)以上焼損・溶融しているもの	
		先端金具の変形	バックルに通らなくなったもの	
	縫製部	縫糸	1カ所以上切断しているもの	
ロープ		切り傷	1リード内に7ヤーン以上の切り傷があるもの	
		摩耗	摩耗して、棒状になったもの	
		キンク	キンクしているもの	
		薬品・塗料	汚れ・変色・硬化しているもの	
		焼損・溶融	1リード内に7ヤーン以上焼損・溶融しているもの	
		シンブル	脱落しているもの	
		さつま編	抜けているもの	
			ストランドの乱れや端末部の余長が引き込まれているもの	
		変形	形崩れ・著しい縮みのあるもの	
			使用開始から2年が経過してるもの	
ストラップ［巻取り式］		摩耗・擦り切れ	芯の露出、また1mm以上の摩耗・擦り切れのあるもの	
			使用開始から2年が経過してるもの	
		切り傷	芯の露出、また1mm以上の切り傷のあるもの	
		焼損・溶融	芯の露出、また1mm以上焼損・溶融しているもの	
		薬品・塗料	汚れ・変色・硬化しているもの	
		縫糸	摩耗・擦り切れ・切断しているもの	
バックル		変形	締まり具合が悪いもの	
			リベットのカシメ部にガタ・変形があるもの	
		磨滅・傷	深さ1mm以上の磨滅・傷・亀裂があるもの	
			リベットのカシメ部が2分の1以上磨滅しているもの	
			ベルトのかみ合う部分が磨滅しているもの （正しく装着し、腹部に力を入れてベルトがゆるむもの）	
		錆	全体に錆が発生しているもの	
		ばね	折損・脱落しているもの	
環類（D環・角環・8字環）		変形	目視で確認できる変形のあるもの	
		磨滅・傷	深さ1mm以上の磨滅・傷・亀裂があるもの	
		錆	全体に錆が発生しているもの	
フック		変形	外れ止め装置の開閉操作の悪いもの	
			リベットのカシメ部にガタつきがあるもの	
		磨滅・傷	深さ1mm以上の磨滅・傷・亀裂があるもの	
			リベットのカシメ部が2分の1以上磨滅しているもの	
		錆	全体に錆が発生しているもの	
		ばね	折損・脱落しているもの	
伸縮調節器		変形	ロープの伸縮調節器の作動が困難なもの	
			リベットのカシメ部にガタつきのあるもの	
		磨滅・傷	深さ1mm以上の磨滅・傷・亀裂があるもの	
			リベットのカシメ部が2分の1以上磨滅しているもの	
		錆	全体に錆が発生しているもの	
		ばね	折損・脱落しているもの	
巻取り器		変形	ストラップの巻き込み、引出しができないもの	
		取付ねじ	巻取り器の取付ねじが脱落しているもの	
		破損・傷	ベルト通し環が破損しているもの	
ショックアブソーバ		薬品・塗料	汚れ・変形・硬化しているもの	
		カバーの破損	ショックアブソーバが露出しているもの（テープなどは巻き付けないこと）	
		擦り切れ	両端の環部のベルトが著しくすり切れているもの	
		縫糸	1カ所以上切断しているもの	
		作動	大きな衝撃荷重を受け作動したもの	

（出典：日本安全帯研究会）

② 高温（50°C以上）となる場所に長時間保管しないこと。

③ フルハーネス本体やランヤードの上に物を載せないこと。

・廃棄

廃棄基準

① 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。

② 点検の結果、異常があったもの、摩耗や傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

⑧ その他（フルハーネス型安全帯の旧規格・新規格の見分け方）

フルハーネス型安全帯の製品ラベルに「墜落制止用器具」または「墜落制止用器具の規格」の表示があるもの、ランヤードの製品ラベルに「種類」、「種別」、「使用可能質量」、「最大自由落下距離」、「落下距離」及び「製造年月」の表示があるものが新規格品となります。

一方、フルハーネス型安全帯の製品ラベルに「安全帯の規格」と表示のあるもの、ランヤードの製品ラベルに「種類」、「種別」、「使用可能質量」、「最大自由落下距離」、「落下距離」及び「製造年月」の表示がないものは旧規格品です。

2 傾斜面作業用ベルト

傾斜面や足場の不安定な場所での作業に用いる法面作業用ベルトで、腰への負担を軽減させるため、幅広ベルトが採用されています。

なお、このベルトを使用する場合には、必ず安全帯を併用すること。

図表16 傾斜用作業ベルト

3　安全帯使用時の注意事項

①　フックの位置

墜落制止時に加わる衝撃荷重を低く抑えるため、フックは、D環より高い位置に掛ける必要があります。

フックは肩よりも上の位置に掛ける（第１種ショックアブソーバを選ぶ）

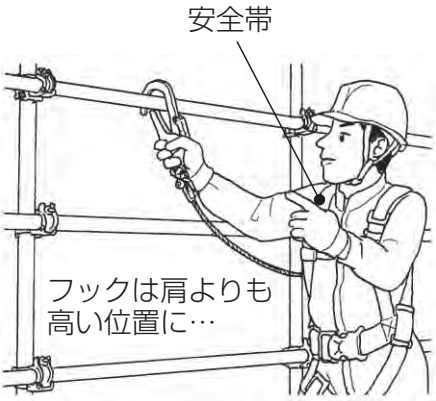

②　フックを掛ける位置との離れ

フックの掛ける位置が作業位置と大きく離れると、墜落した場合、振り子状態になり構造物に激突する危険性があります。

図表17　フックとの離れ

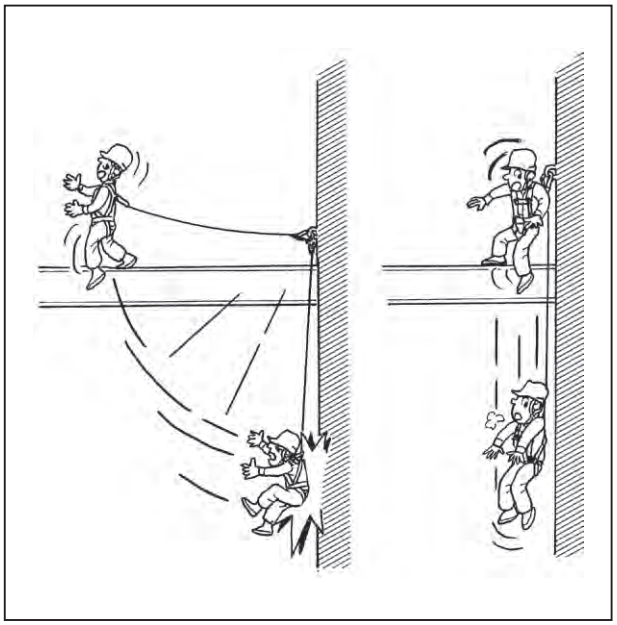

③　フックの掛け方

・墜落制止時にフックが構造物から抜ける危険性があるため仮設構造物等の開放部がある箇所には掛けないようにしましょう。

・フックは、許容応力が規格により定められていますので、常に、フック本体に曲げ荷重が加わらないように掛けることが大切です。掛け方を誤ると、墜落時にフックに過大な荷重がかかり、フックが破損する危険性があります。

図表18　フックを掛けるときの注意点

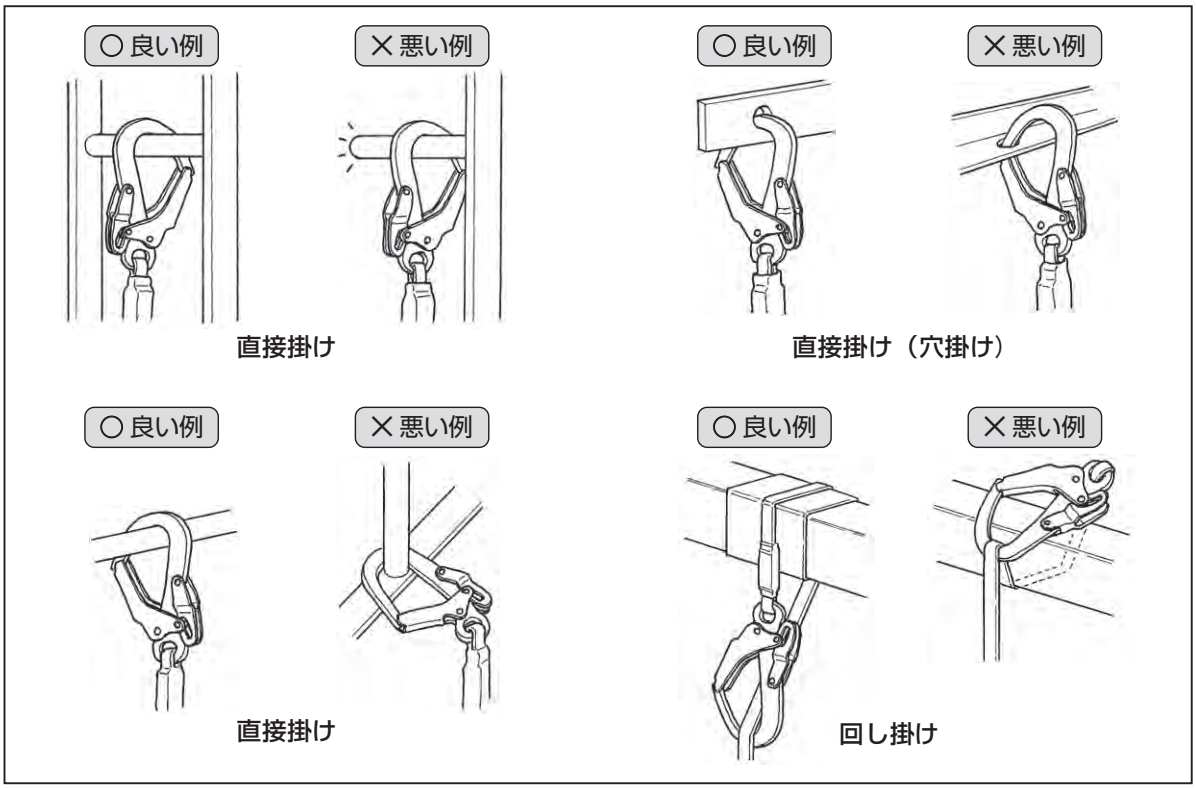

4　安全帯と接続する機器

①　伸縮調整器（ロリップ）

親綱又は子綱と安全帯を接続し、水平移動や昇降時に両者の距離を調整するために使用します。

図表19　伸縮調整器（ロリップ）

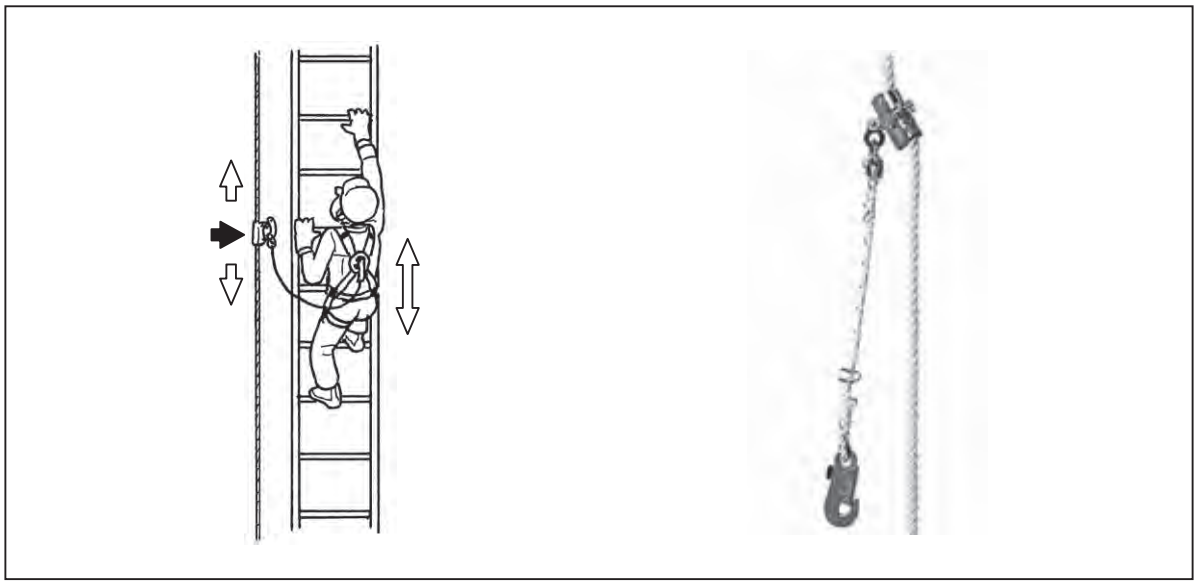

② 安全ブロック

ワイヤーロープ等を巻き取る機構を持ち、墜落時には自動ロックが働き、作業者の墜落を制止する器具で、主に昇降時の墜落の制止に使用されます。

上記①②では独りでD環に接続させるのが困難なため着脱式連結ベルトを使用した方がよいでしょう。

図表20　安全ブロック

5 親綱及び安全帯取り付け金具の設置方法

① 足場組立て作業、鉄骨組立て作業

足場の組立て作業においては、作業に先行して手すりを設置することのできる「手すり先行工法」が望ましいのですが、一般的な枠組足場を組み立てる際は、下図のような親綱支柱を先行して設置します。

鉄骨組立て作業の場合は、各鉄骨部材にあらかじめ図のような親綱支柱と親綱を取り付けて所定の箇所へつり上げ、鉄骨の組立てを行います。

図表21　足場用親綱支柱

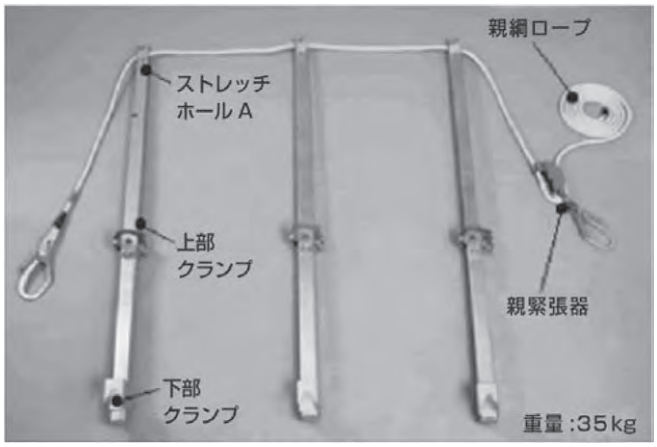

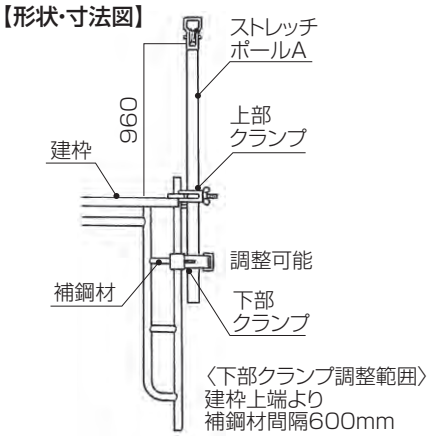

図表22　鉄骨用親綱支柱

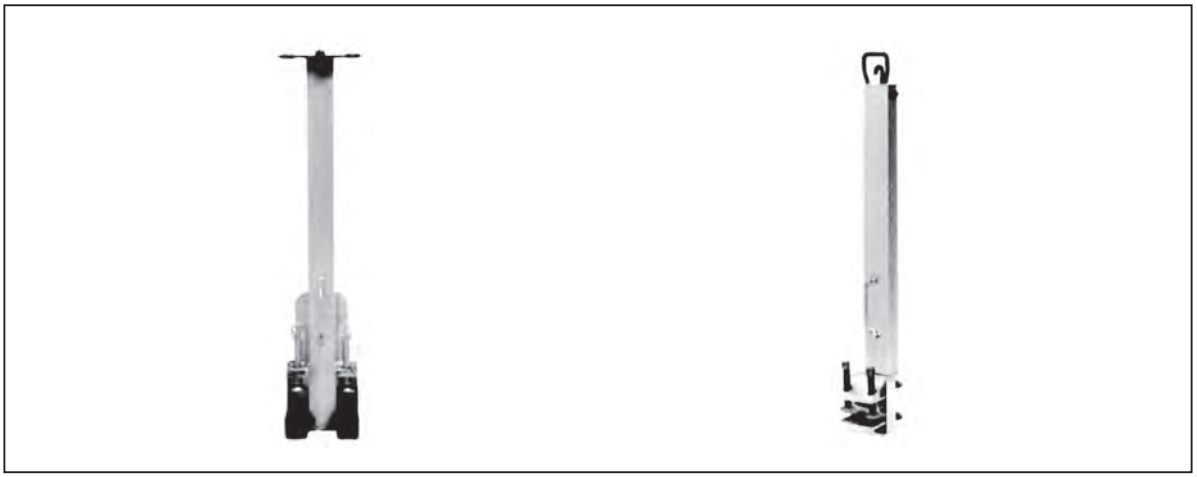

図表23　鉄骨用親綱支柱の設置と二丁掛け安全帯の使用

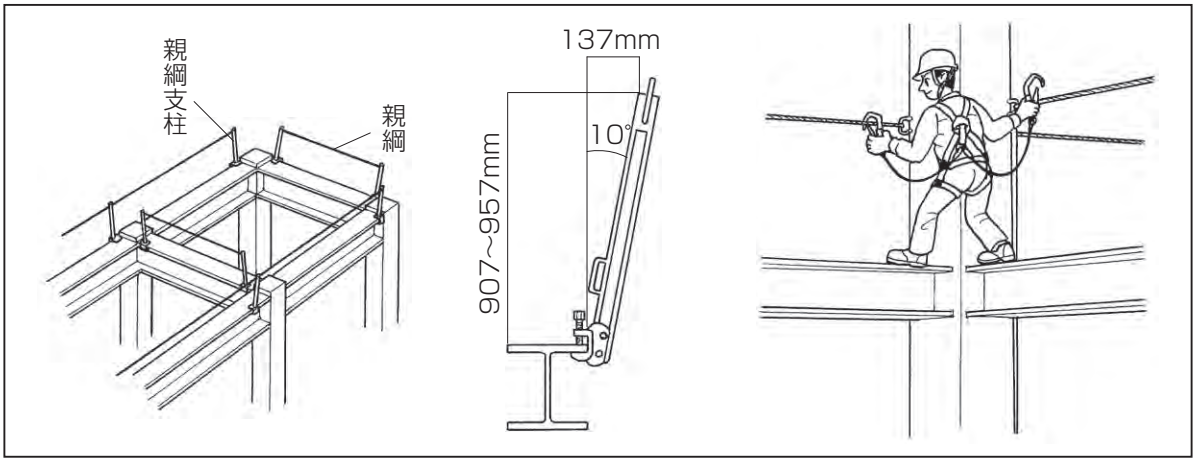

②　配線・配管作業

躯体工事の仕上工事や、設備工事の段階になると、作業場所周辺に安全帯を掛ける設備がなく、安全帯が使用できないケースがあります。

作業開始前に仕上工事や設備工事の作業姿勢を十分考慮し、図表24、図表25のような安全帯取付用の補助金具を使用する必要があります。

図表24　吊りボルト用キャッチャー

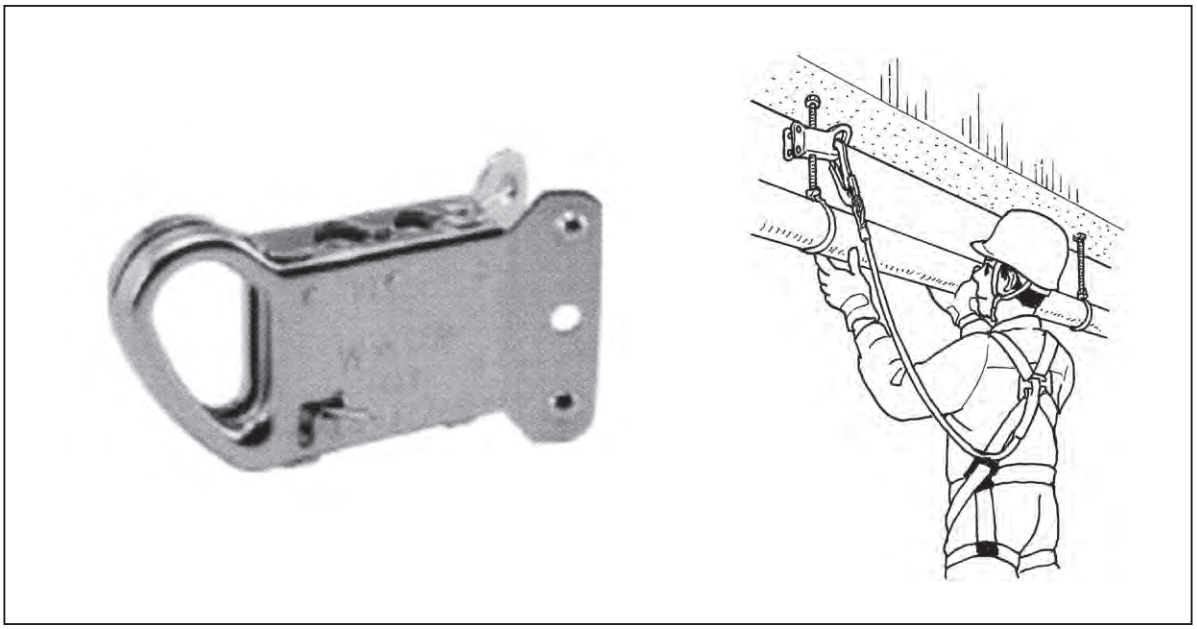

図表25　天井取り付け用リング

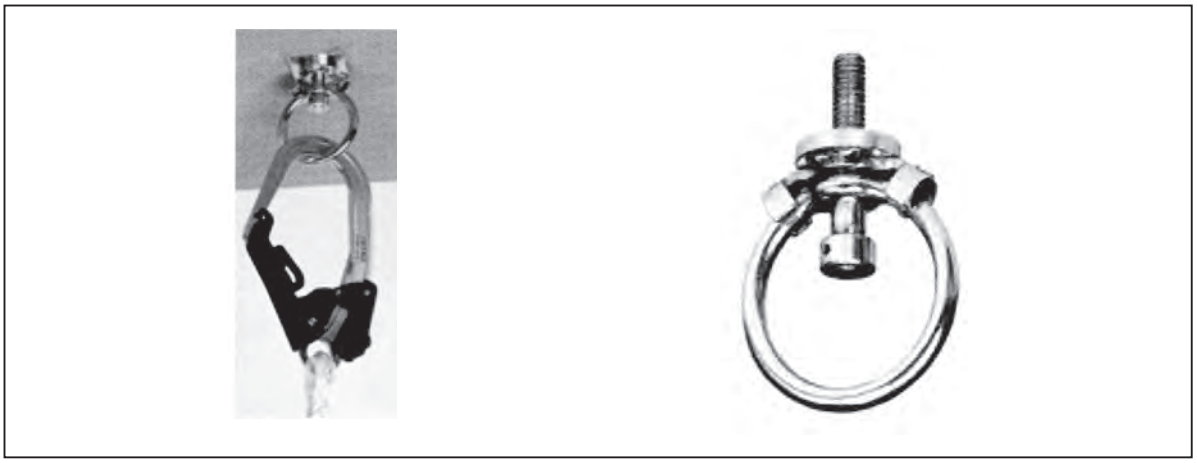

設備用の吊りボルトを挟み込んで固定する金具や、天井にあらかじめ設置したインサートにねじ込んで使用するリングなどが使用できるようあらかじめ準備しておくと、安全帯のフックを確実に掛けた状態で作業が行えます。

③　屋根・既存建物

・親綱＋伸縮調整器

親綱と伸縮調整器を組み合わせて安全帯を取り付ける方法であり、比較的容易に設置できるので、作業範囲が限られた屋根上の作業に適しています。

図表26　親綱＋伸縮調整器

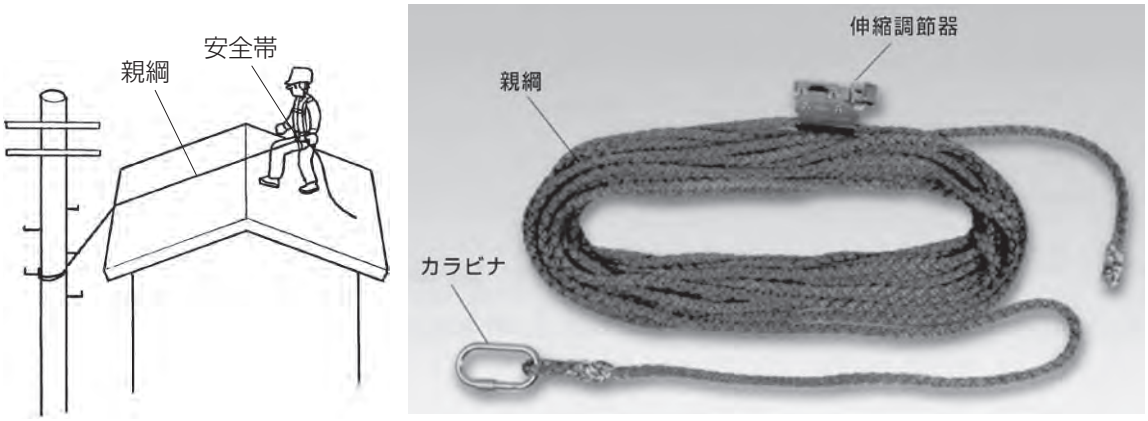

図表27　屋根上の作業における墜落防止対策

《設置方法》

i　はしごを用いて屋根に登る。（別の者が支え、安全ブロックを使用）

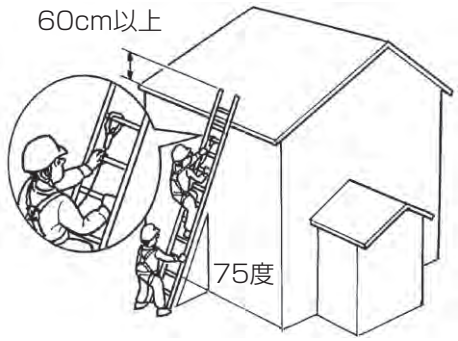

ii　屋根の棟まで移動し、親綱先端のカラビナを落とし込む。

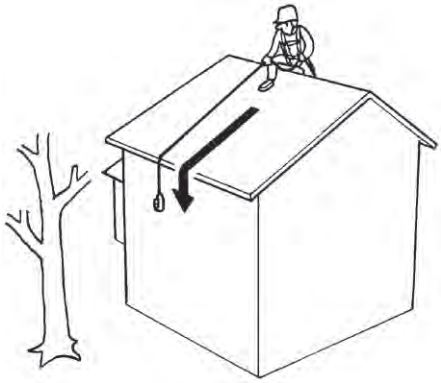

iii　親綱先端のカラビナを利用し、構造物、立ち木などしっかり固定できるものに緊結する。

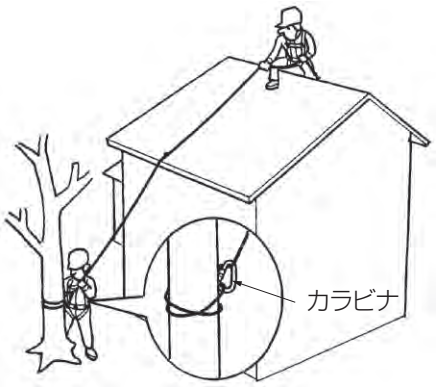

iv　親綱に取り付けてある伸縮調整器に安全帯のフックを連結する。

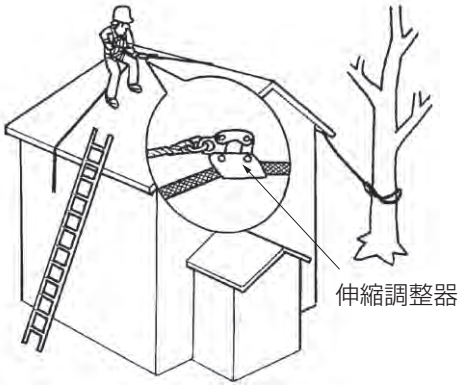

⚠　カラビナ側の屋根では絶対作業しない。（作業する場合は、対称となる反対側にももう一本親綱を設置すること。）

④　はしごの昇降

図表28　移動はしごからの墜落防止対策（安全ブロックを用いる方法）

i　はしごの先端部分に、固定用ベルトを固定し、安全ブロックを取り付ける。（固定用ベルトは、脚柱２本に巻き付けること。踏み桟に取り付けると、墜落時の荷重に耐えられない。）

ii　はしごを伸長させ、安全ブロックの繰り出しロープを引き寄せる。（梯子は、60cm 以上突き出すこと。）

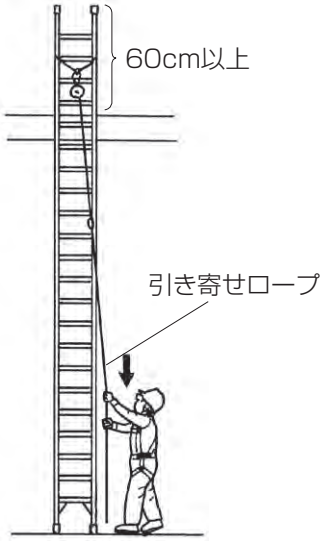

フックを引き寄せている状態

iii　安全ブロックのフックを安全帯に連結し、はしごを昇る。（はしごの上部の固定が終了するまでは、別の者に梯子を支えてもらうこと。）

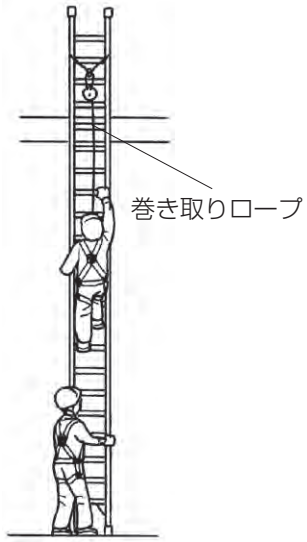

梯子の昇降状態

第２節　現場で繰り返し発生する災害にかかる防止対策

建設業の災害は、繰り返し型が多いと言われていますが、そもそも作業員が作業の基本を知らなかったり、工具や道具の使い方・操作方法に慣れていなかったりすることなどがその背景にあります。

要するに、現場で接することの多い身近な設備や機械・工具の陰に潜んでいる危険に気づかない、あるいは作業中に集中力が途切れて不注意や錯覚を起こすことが頻繁に起こっていることがその理由と考えられます。

特に建設現場で起きがちな災害を防止するためのポイントを10項目に絞り、使用時・作業時の留意点を考えてみたいと思います。

1　足場

① 足場の部材などを一時的に取り外す必要があるときは、必ず先に、職長等責任者の了承を得る

② 取り外した部材（手すり、中さん、筋かい、下さん、幅木、防網等）は必要な作業が終ったら必ず元どおりに取り付ける

③ 作業開始前に足場の状態（部材の損傷、壁つなぎなど緊結金具の状態、足場端部のストッパー、垂直ネットの取付け状態等）を点検する

④ 狭い場所ではブラケット足場を設置し（いわゆる「単管抱き足場」は足場とは認められない）、手すり等に墜落制止用器具を取り付けて作業する。

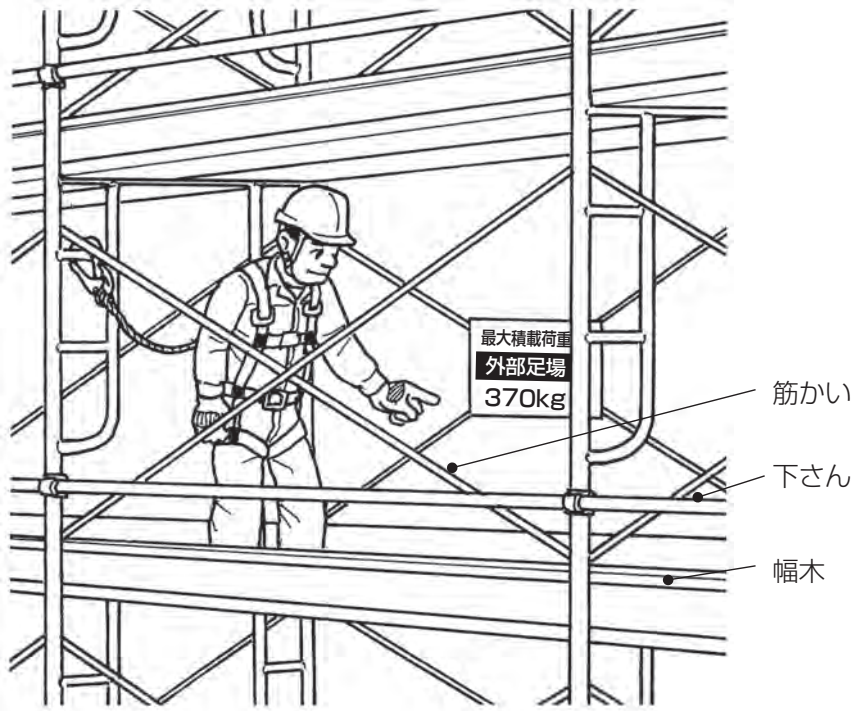

2 屋根

① スレート屋根からの墜落防止

歩み板（幅30cm以上）の設置、防網（安全ネット）を設ける。

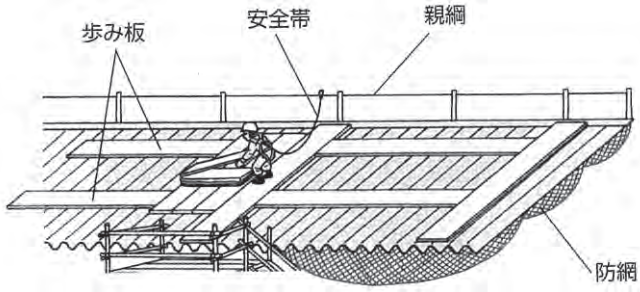

（出典：建設業労働災害防止規程の解説91ページ）

② 屋根足場の設置

勾配31度（6/10）以上の場合、滑落のおそれがあり、幅20cmの作業床を2m以下間隔で屋根足場を設ける。

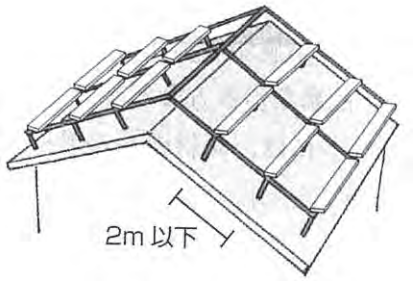

（出典：建設業労働災害防止規程の解説
93ページ）

③ 木造家屋等低層住宅建築工事の墜落防止

軒高10m未満の工事では、「足場先行工法に関するガイドライン」による施工を行う。手すり（高さ90cm以上）を設置かつ中さん（高さ35cm以上50cm以下）を設置する。

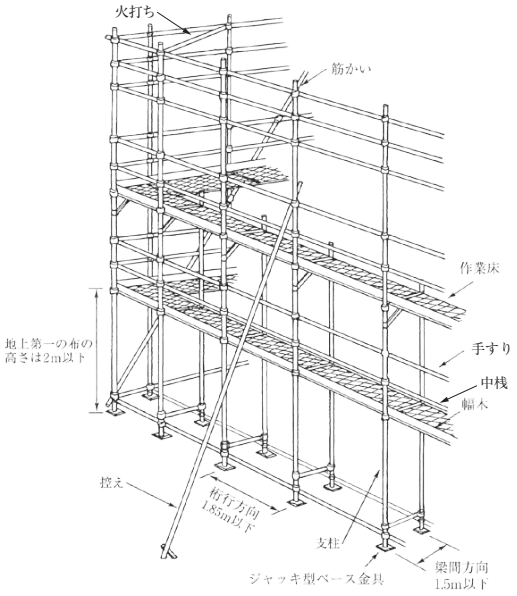

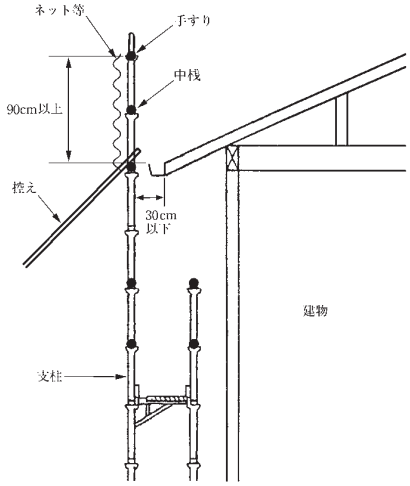

足場設置が困難な屋根上の作業では、「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル（平成27年７月建災防作成）」に基づき行うよう努める。

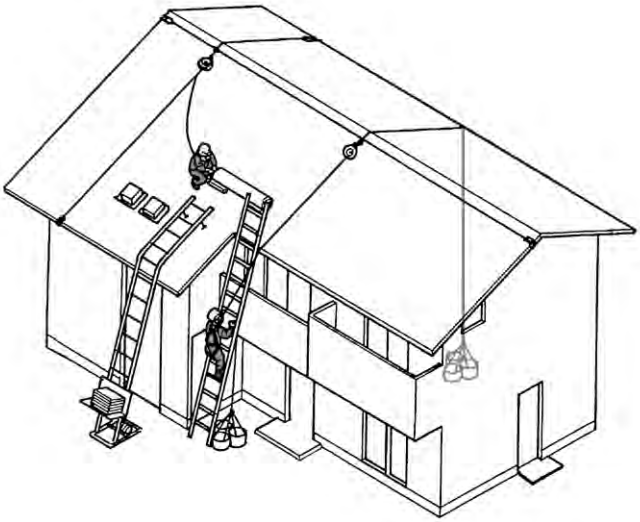

（出典：建設業労働災害防止規程の解説96,97ページ）

けらば付近に近づく場合は、親綱固定ロープで主綱または追加した垂直親綱が水平に移動しないような補強が必要です。

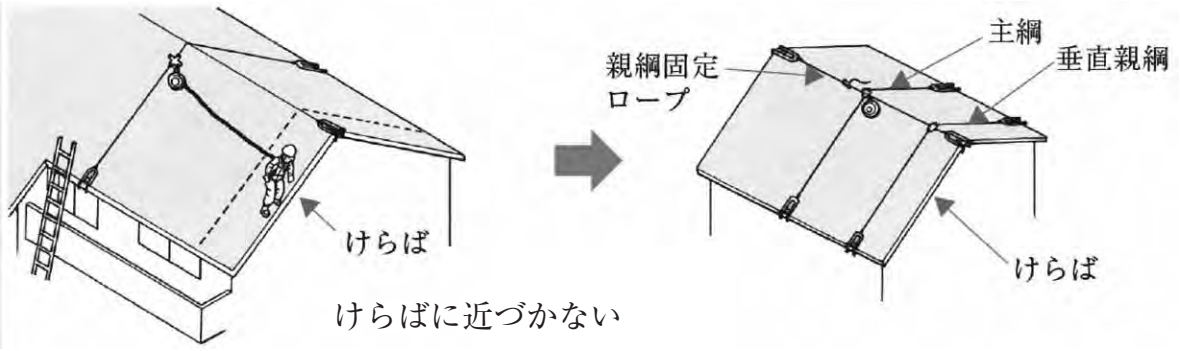

複数の作業者が屋根上で作業する場合は、その人数分だけ垂直親綱を屋根上に増設する必要があります。

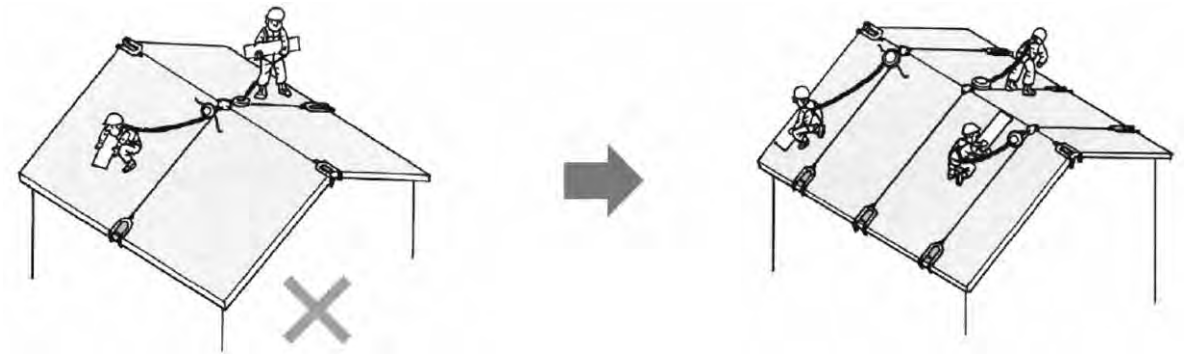

１本の主綱（垂直親綱）に複数の安全ブロックを取り付けて使用しない

① 作業床の設置および囲いなどの墜落防止措置を講じましょう。
② 墜落制止用器具（安全帯）を使用しましょう。
③ 雨・雪で濡れた屋根に登るときは、職長の指示に従って行動しましょう。
④ 安全通路を確保しましょう。

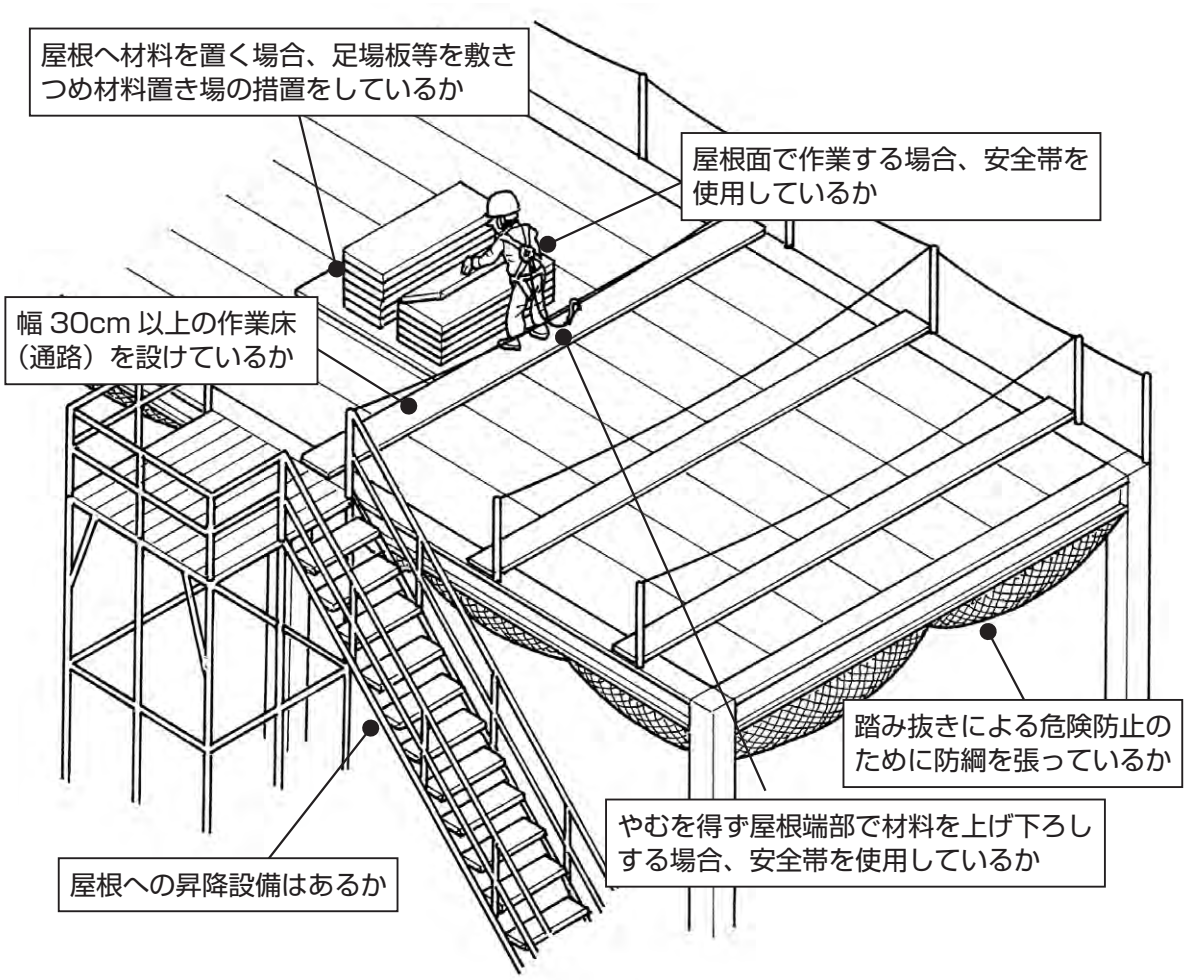

3 開口部

① 開口部を使用しない時は落下防止のネットを設置する

② 「開口部」表示で注意喚起を行う

③ 高さ85センチ以上の手すりで囲み、中さん、幅木を設置

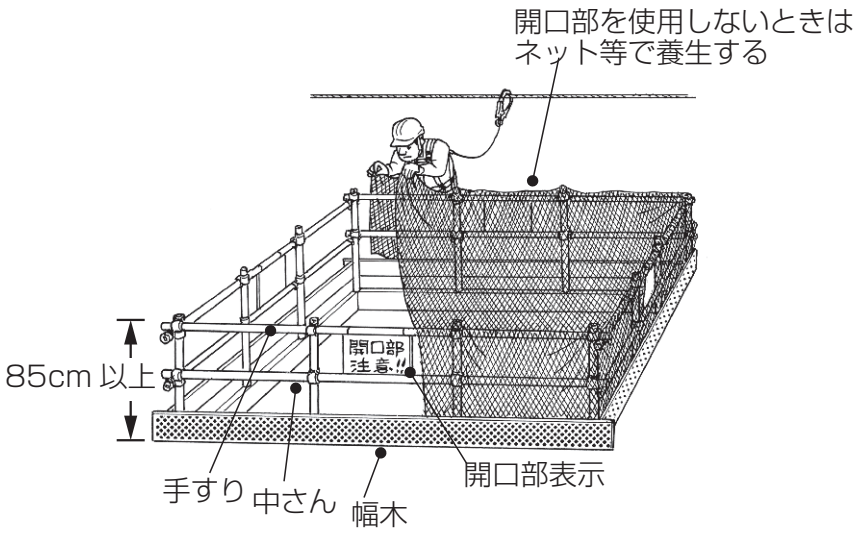

4　可搬式作業台（立ちうま）

①　手がかり棒を立て起こして使用する

②　作業台に向かって両手で脚柱・手がかり棒を持って昇降する（両手でしっかり脚柱等をつかむ）

③　水平で安定した場所に設置する

④　脚部が確実にロックされているか確認する

⑤　押したり引いたり、反動を伴う作業を避ける

⑥　重心が作業台や両足などの外に出ないようにする

⑦　できるだけ手すり付きのものを使う

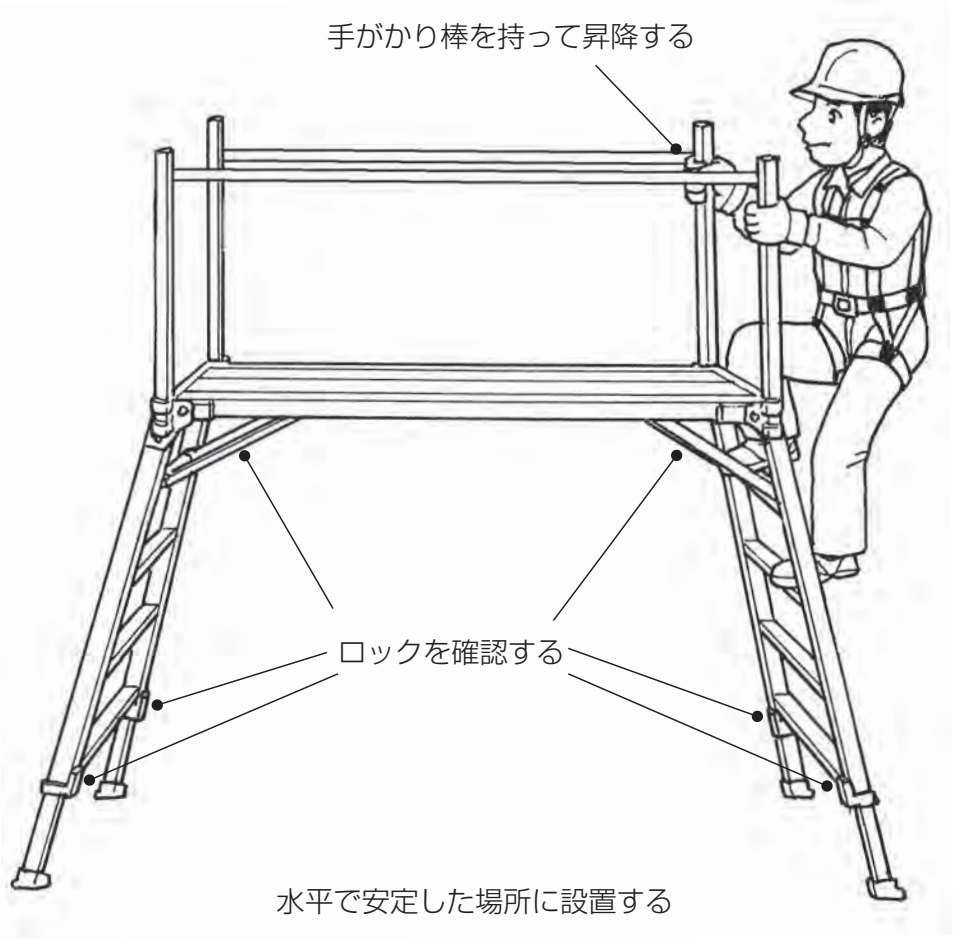

5 脚立

① 踏みさんが作業箇所の正面に向くよう設置する
② 水平で安定した場所に設置する
③ 開き止め金具をロックする
④ 脚部にすべり止めの付いたものを使用する
⑤ 立った姿勢で、踏みさんや天板に体（脚部）を当てて安定させる
⑥ 天板上に立たない、天板をまたがない
⑦ 押したり引いたり、反動を伴う作業を避ける
⑧ 身体の重心が自分の両足や脚立の脚部の外に出ないようにする
⑨ できるだけ手すり付きのものを使う

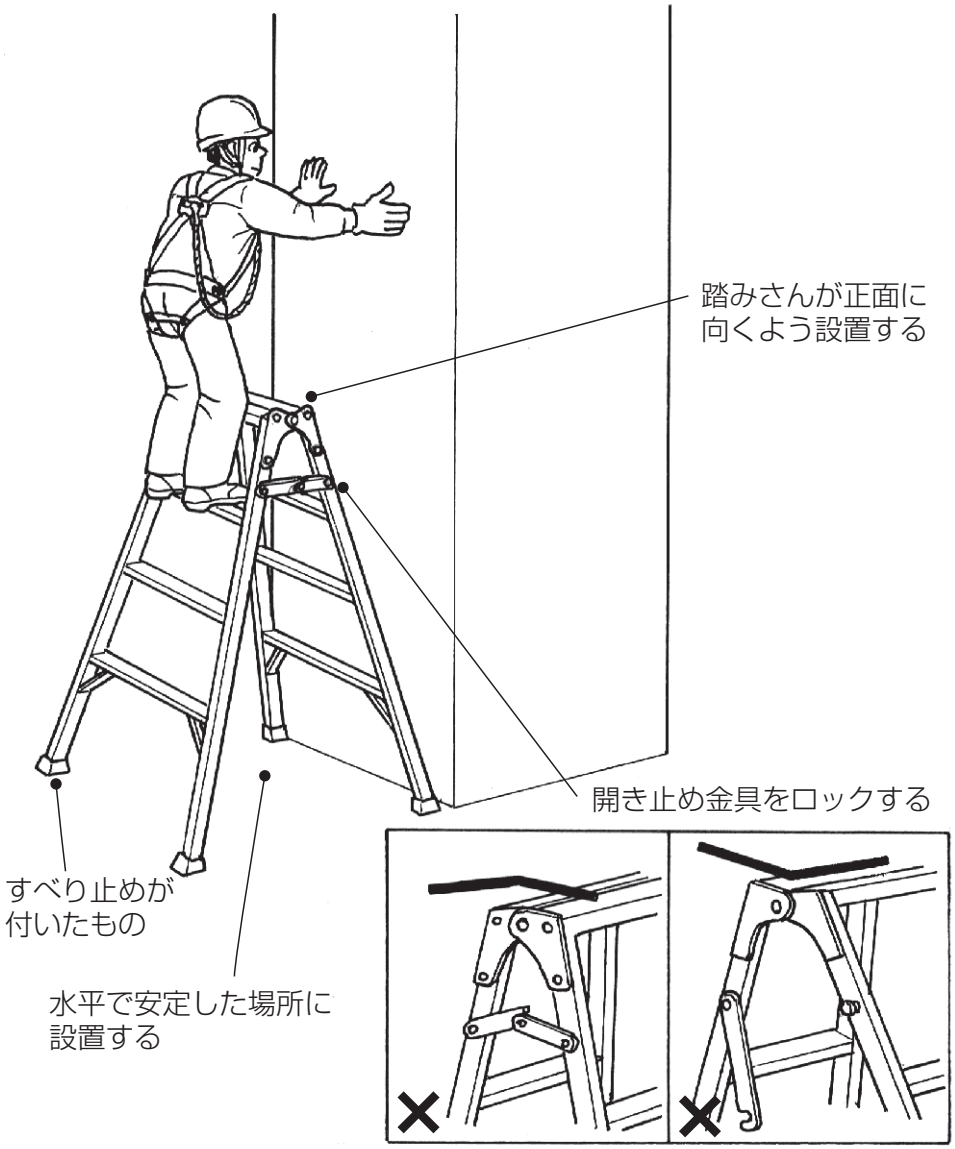

不完全な状態で使用すると、脚立が動いたり、脚部が開閉するなどして危険

6　移動はしご・固定はしご

「一人親方等死亡災害統計」(厚生労働省)によると、墜落転落災害の中でも、「はしご等からの墜落転落」による死亡が、2019年から2023年の５年間で49人と多く発生しています。

【移動はしご】

①　はしごの上端は上端を架けた床から60cm以上突出させる

②　はしごの立て掛け角度は、75度程度とする

③　両手と両足の４点のうち３点が、はしごと接した状態を維持しながら昇降する

④　転位しないよう措置する（すべり止め措置の取付、下の者が支える等）

⑤　立て掛ける前に安全ブロック取付設備等に安全ブロックを取り付ける

⑥　昇降中は、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する

⑦　台付ロープは、はしご上端部の支柱に取り付ける

【固定はしご】

①　はしごの上部及び下部を動かないよう固定する

②　はしごの上端は上端を架けた床から60cm以上突出させる

③　安全ブロック取付設備等に安全ブロックを設置する

④　昇降中は、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する

⑤　上端床面に乗り移る際は、墜落制止用器具のフックを先掛けする

※はしごは原則として昇降のみに使用し、作業に使用ない

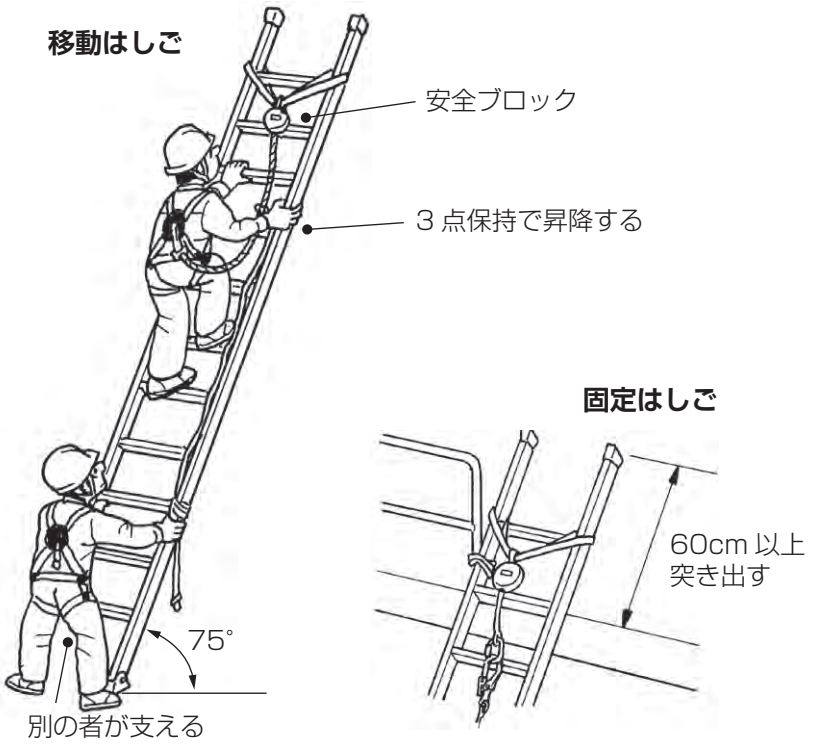

7　玉掛け作業

①　作業は、有資格者が行う

②　吊り荷の重量を確認し、クレーンの定格荷重の80％以内で吊る

③　荷ぶれ防止のため、介錯ロープを使用する

④　地切りの際は、30cm巻き上げ、３秒間静止し、吊り荷から３ｍ離れる

（注）玉掛け作業には、使用するクレーン等のつり上げ荷重が１トン以上の場合は玉掛け技能講習を修了した者の資格が必要です。つり上げる荷の重量ではありません。

　また、つり上げ荷重が１トン未満のクレーン等の玉掛け作業については、特別教育修了者等が行うことが必要です。

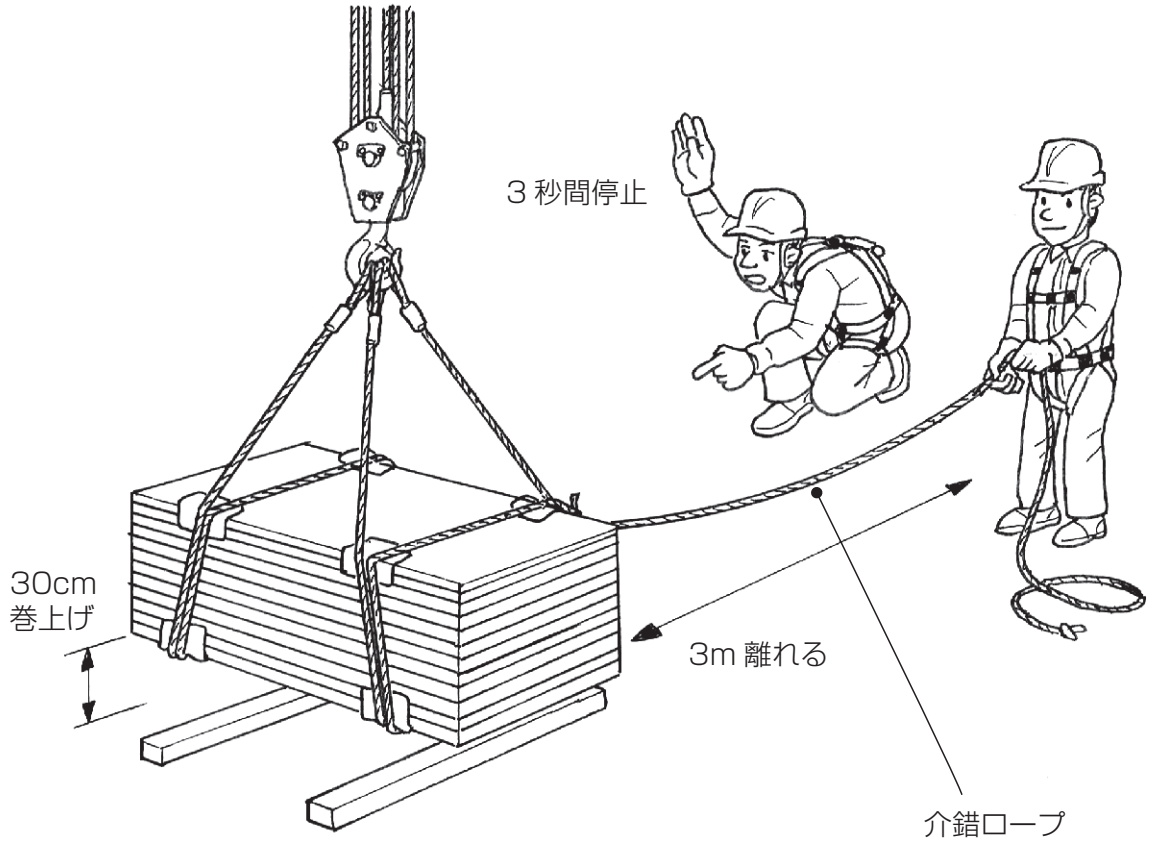

8　高所作業車による作業

①　水平で堅固な場所に設置する

②　作業床の高さが10m以上の高所作業車の場合は技能講習修了者、10m未満の場合は特別教育修了者が運転する

③　複数の作業車で作業する場合や支障物に接近しての作業は作業指揮者の指示により行う

④　高所作業車を移動させる場合は、作業床を下ろしてから行う

（注）作業床の高さとは、高所作業車の性能において作業床を最も高く上昇させたときの地上から床面までの垂直高さをいいます。

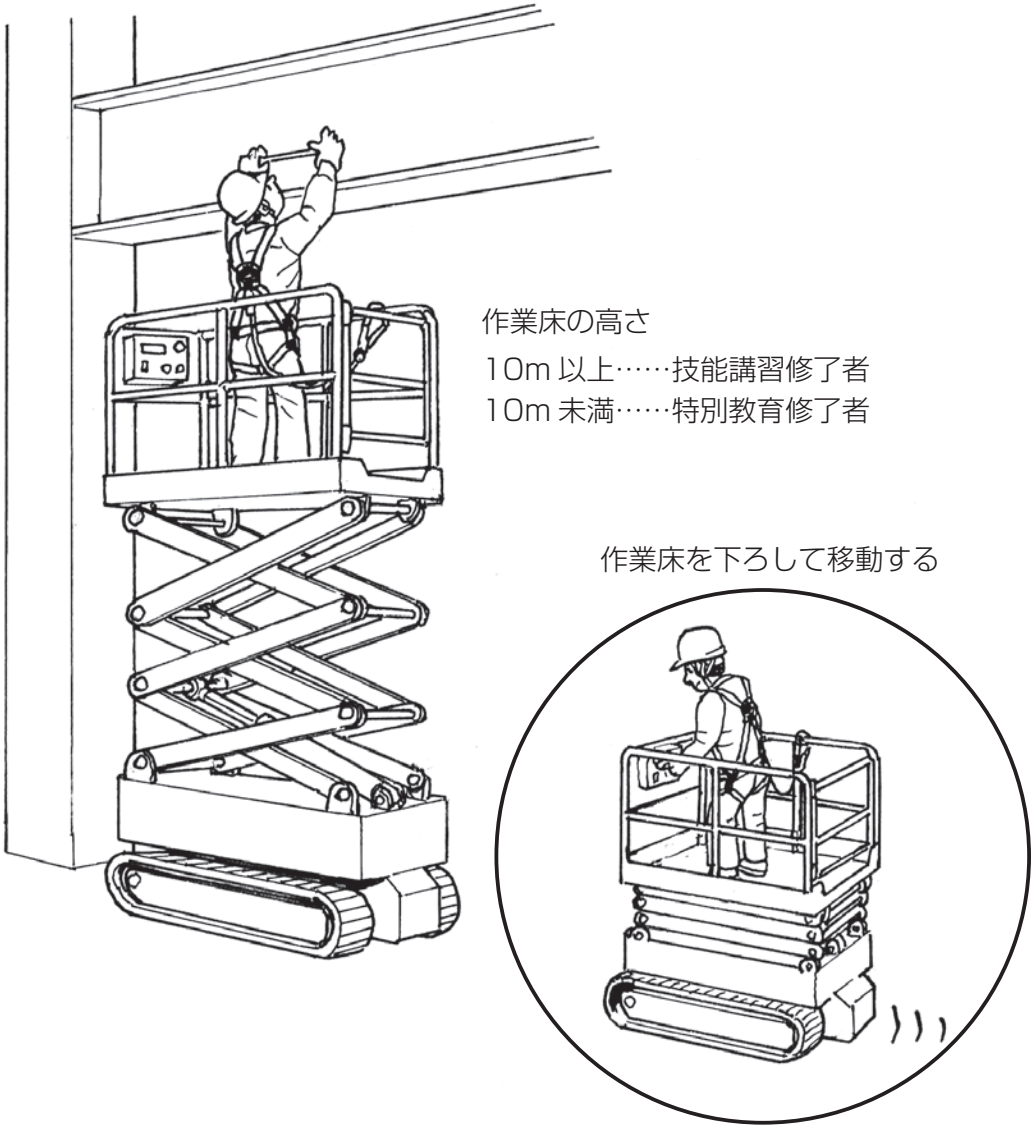

9　携帯用丸のこ盤

①　正しい姿勢で安定した場所で作業する（手に持ちながらの切断は禁止）

②　のこ歯の安全カバー（歯の接触予防装置）が正しく動くか確認する

③　手に密着する素材の手袋を使用する（軍手は使用禁止）

④　保護めがねを使用する

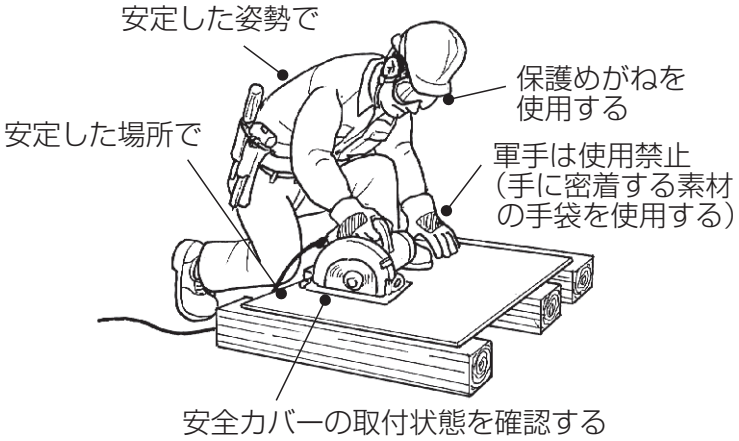

10　グラインダー

①　と石の交換・試運転は、特別教育修了者が行う

②　と石にひび・キズがないかを確認する

③　と石に緩みがないか、保護カバーの取り付け状態が良いか確認する

④　と石を取り換えたときには３分間以上の試運転を行ってから作業する（と石を取り替えない場合も最低１分間は試運転）

⑤　アースが取りにくい場所では、二重絶縁構造の器具を使用する

⑥　保護めがね、防じんマスクを使用する

⑦　補助ハンドルをはずして作業しない

第３節　高年齢者の災害防止

日本はすでに少子高齢化が進展しているといわれていますが、建設業においてはすでにその影響が強く出始めています。

高年齢者の定義は、さまざまな機関で行われておりますが、このテキストでは高年齢者雇用安定法に則り、55歳以上とします。

現場における55歳以上の作業員の割合がすでに37％に達していることは第２章で述べましたが、高年齢作業員による災害発生率が高まっていることに着目し、災害防止対策の工夫が必要とされています。

例えば、2023年の建設業における労働災害による死亡者数223人のうち、60歳以上が81人（36.3％）と最も多く、また、50歳～ 59歳が51人（22.9％）で、合わせて全体の59.2％を占めています（図表29）。

高年齢作業員は、知識、経験ともに豊富で、作業への習熟度が高いが、加齢による身体的な機能の低下が始まり、災害の被災率が高まることが懸念されます。すなわち、現場におけるものづくりの戦力である高年齢作業員に対して、働きやすい現場環境を整備しなければならない時代になってきたのです。

それでは、どのような点に着目して現場環境の改善に取り組めばよいのでしょうか。

図表29　年齢別工事別死亡災害発生状況（2023年）

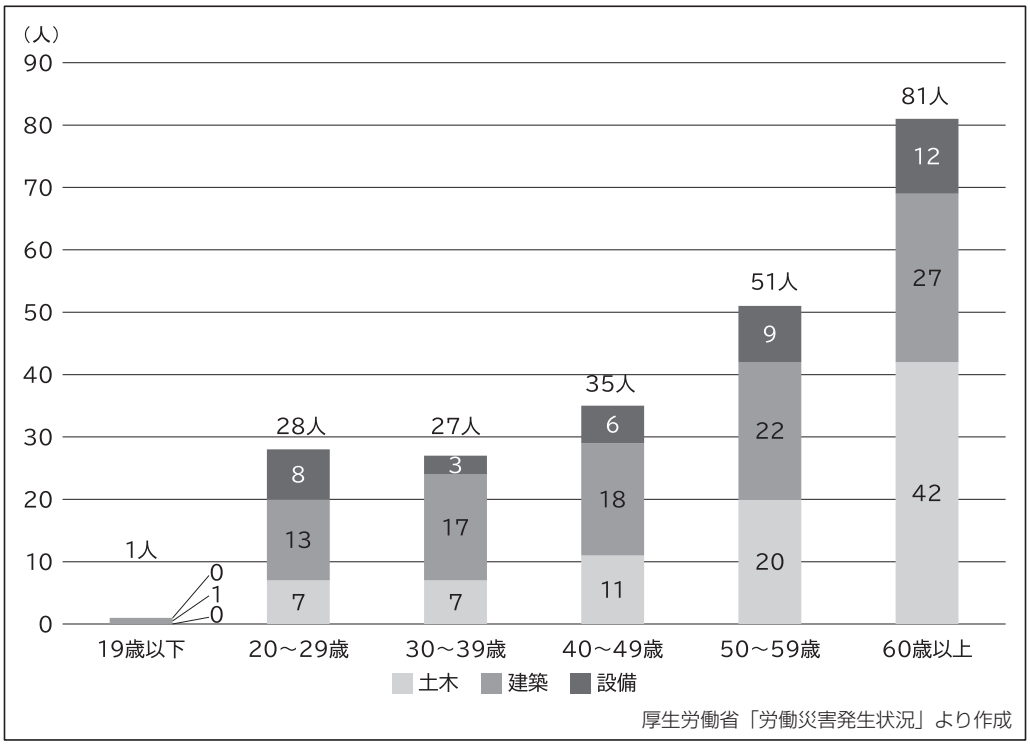

厚生労働省「労働災害発生状況」より作成

図表30は、高年齢者の身体能力の落ち込み度を表わしたものです。

特に身体能力の落ち込み度が大きい項目に対応した現場の設備や管理方法の改善が必要になります。

図表30　高年齢者の心身機能特性　―20～24歳の心身能力を100とした場合の比較―

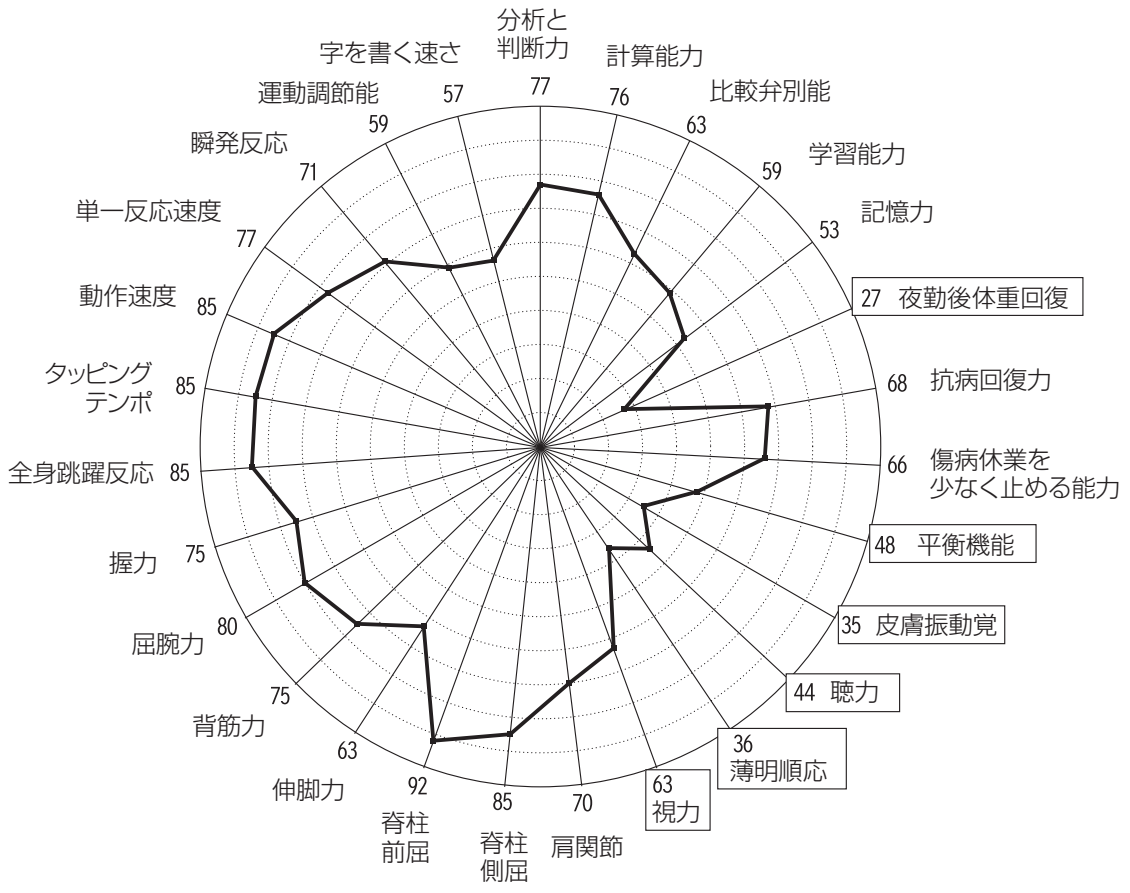

出典：斎藤一、遠藤幸雄『高齢者の労働能力（労働科学業書53）』（労働科学研究所）

現場における高年齢作業員対策として考えられる対策は、以下のとおりです。

① 夜間作業の配置は極力避ける。

② 現場に生ずる段差や隙間をできるだけなくす。滑りにくい軽量の安全靴を使用する。

③ 可搬式作業台等を使用する作業は、補助者を配置して声をかけながら作業する。

④ 合図は、視覚・聴覚両方で認識できるよう工夫する。

⑤ 階段や踊り場、段差のある場所は、仮設照明の照度をアップする。

⑥ 無理な作業姿勢で運搬することのないよう補助者を配置する。運搬用器具を使用する。

第６章
石綿障害の予防対策

第１節　石綿対策の重要性

1970年代後半から1980年代にわたって輸入された石綿（アスベスト）の多くが建材として建築物に使用されてきましたが、現在、それらの建物の老朽化が進み始め、解体や改修工事が増加し始めています。解体工事、改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

図表31　石綿対策の重要性

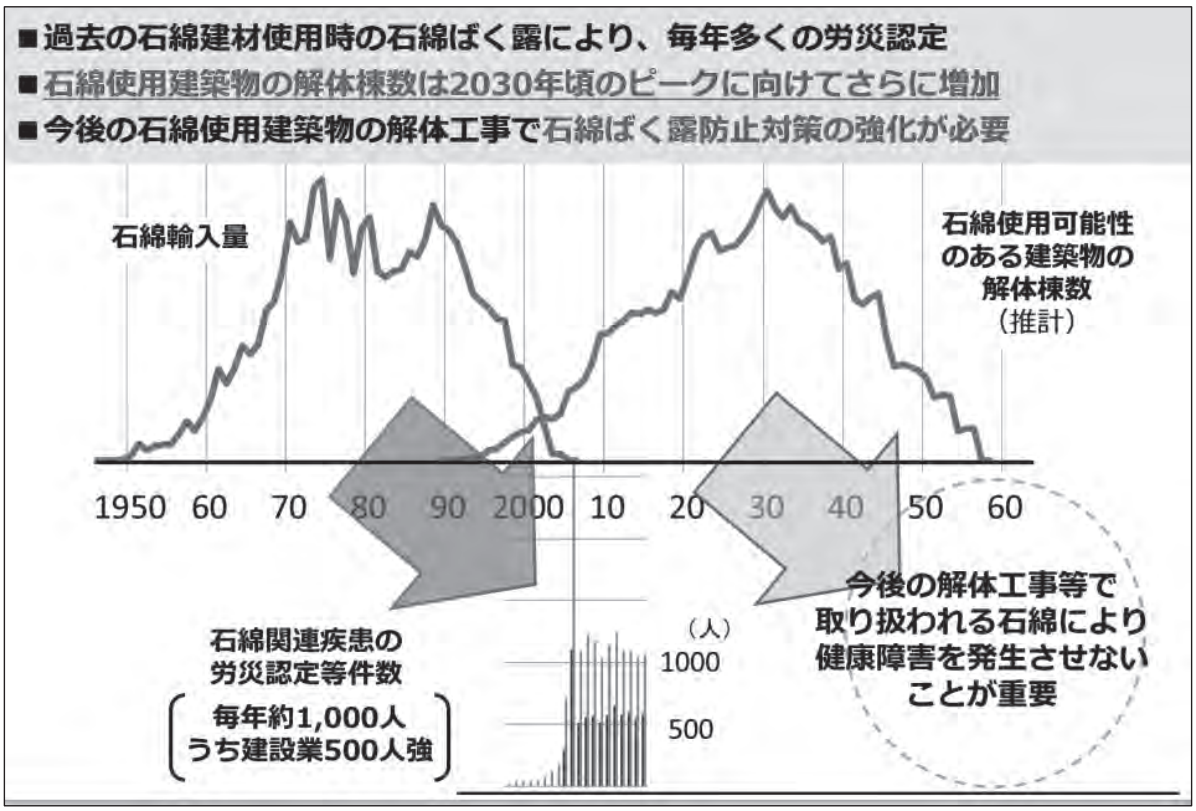

（厚生労働省「第14次労働災害防止計画」パンフレットより抜粋）

（1）石綿が使用されている可能性がある建材（代表例）

場所	代表的な建材名
屋根	住宅屋根用化粧スレート、スレート波板
軒天	けい酸カルシウム板、スラグ石膏板
煙突	石綿セメント円筒
天井	岩綿吸音板、けい酸カルシウム板、石膏ボード
内壁	パーライト板、けい酸カルシウム板、スラグ石膏板
床	ビニル床タイル・ビニル床シート
ユニットバス	けい酸カルシウム板、化粧セメント板
外壁	窯業系サイディング、スレートボード

第２節　石綿除去作業時の注意事項と適切な保護具の着用

1　作業時の注意事項

現場で行われる解体工事や改修工事の際に石綿粉じんを吸い込まないよう呼吸用保護具を使用し、保護衣または作業衣を装着するなど、細心の注意を払って仕事を進めなければなりません。

上記(1)で示したような石綿が含まれている可能性のある建材を撤去するなどの作業を行う場合は、なるべく破砕や切断などを避け、石綿粉じんが発散しないように努めましょう。

2　呼吸用保護具などの種類と使い方

呼吸用保護具は、作業によって使用する種類が違ってきます。特に、吹付け石綿の除去をはじめ、隔離を行う場所の中では、電動ファン付き呼吸用保護具またはこれと同等以上の性能のものを使用することになっています。

①　電動ファン付き呼吸用保護具（PAPR）

バッテリーでファンを回し、ろ過材でろ過した清浄な空気を使用者に送ります。

マスクの中が、常に正圧（プラス圧）になるため、有害な外気を吸う可能性が低く安全と言えます。また、空気を送ってくれるため、呼吸が非常に楽です。国家検定があり合格したものには合格標章が貼付されています。

電動ファン付き呼吸用保護具

② 防じんマスク

防じんマスクには、ろ過材等が交換できる取替え式防じんマスクとマスク自体がろ過材になっている使い捨て式防じんマスクがあります。

ともに国家検定があり合格した物には合格標章が貼付されています。

しかし、石綿が含まれている場合は、取替え式防じんマスクを使用します。除去対象製品、除去工法に応じた防じんマスクを選定し使用してください。

取替え式防じんマスク

③ マスクの密着性

どんなに優れているマスクを使用しても、マスクと顔面との間にすき間があれば、そこから有害な外気を吸ってしまいます。

そのため、すき間ができないように装着することが重要です。

それには、装着の訓練が必要です。

④ 防じんマスクの装着方法

マスクの取扱い説明書に記載されている方法で装着してください。一例を次に示します。

1. ヘッドバンドを頭頂部に掛け、マスクが顔に密着するまで、しめひもを後方へ左右均等に引きあげます。

2. しめひものバックルを首の後ろで接続します。

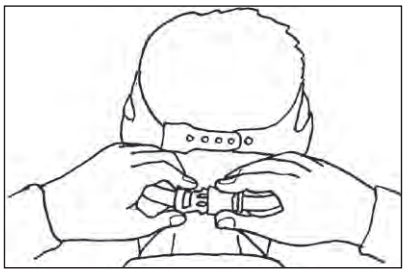

3. しめひもの両端を引っ張りながら、張り具合を調節します。

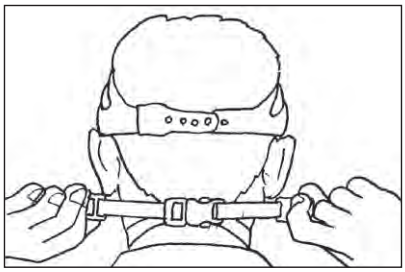

⑤　保護衣

作業によっては、化学防護服を装着しなくてはなりません。化学防護服を装着した場合、服の中の温度が上がるため、熱中症の対策が必要です。

化学防護服

3　作業後の注意事項

作業終了後、保護具、足場、器具、工具などは、作業場外に持ち出す前に、付着した物を除去してください。保護具や作業着は、ビニル袋に入れるなど、他の衣服から隔離して保管しましょう。作業中に、呼吸用保護具や保護衣や作業衣を装着していても、作業後に保護具などに付着した石綿を吸い込んでしまいます。

石綿繊維の付着した作業着を着てそのまま家に帰ったり、作業道具を家に持ち帰ったりすることで、家族等の同居人が石綿関連疾患となったと見られる事例も確認されています。

石綿を含有した建材が使用されている部位については図表32に示します。

図表32　石綿を含有した建材が使用されている部位

<RC･S造>

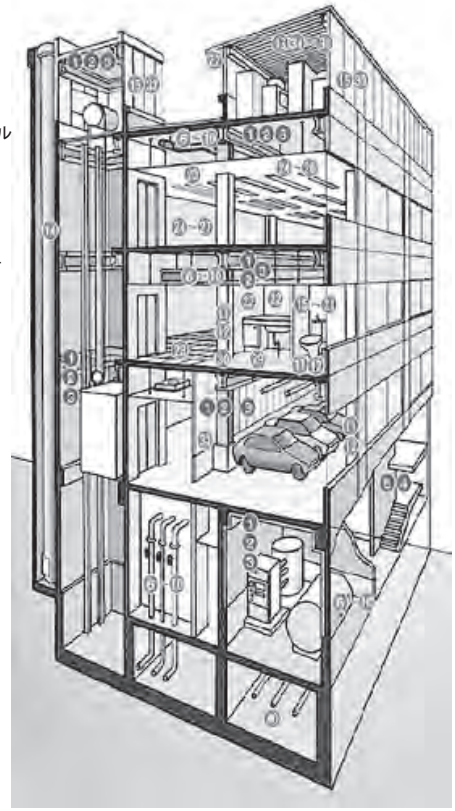

1 吹付け石綿
2 石綿含有吹付けロックウール
3 湿式石綿含有吹付け材
4 石綿含有吹付け バーミキュライト
5 石綿含有吹付けパーライト
6 石綿含有けいそう土保温材
7 石綿含有けい酸 カルシウム保温材
8 石綿含有バーミキュライト 保温材
9 石綿含有パーライト保温材
10 石綿保温材
11 石綿含有けい酸 カルシウム板第２種
12 石綿含有耐火被覆板
13 屋根用折板石綿断熱材
14 煙突用石綿断熱材
15 石綿含有スレートボード・ フレキシブル板
16 石綿含有スレートボード・ 平板
17 石綿含有スレートボード・ 軟質板
18 石綿含有スレートボード・ 軟質フレキシブル板
19 石綿含有スレートボード・ その他
20 石綿含有スラグせっこう板
21 石綿含有パルプセメント板
22 石綿含有けい酸 カルシウム板第１種
23 石綿含有ロックウール 吸音天井板
24 石綿含有せっこうボード
25 石綿含有パーライト板
26 石綿含有その他パネル・ボード
27 石綿含有壁紙
28 石綿含有ビニル床タイル
29 石綿含有ビニル床シート
30 石綿含有ソフト巾木
31 石綿含有窯業系サイディング
32 石綿含有建材複合金属系サイディング
33 石綿含有押出成形セメント板
34 石綿含有スレート波板・大波
35 石綿含有スレート波板・小波
36 石綿含有スレート波板・その他
37 石綿含有住宅屋根用化粧スレート
38 石綿含有ルーフィング
39 石綿セメント円筒
40 石綿セメント管

<戸建て住宅>

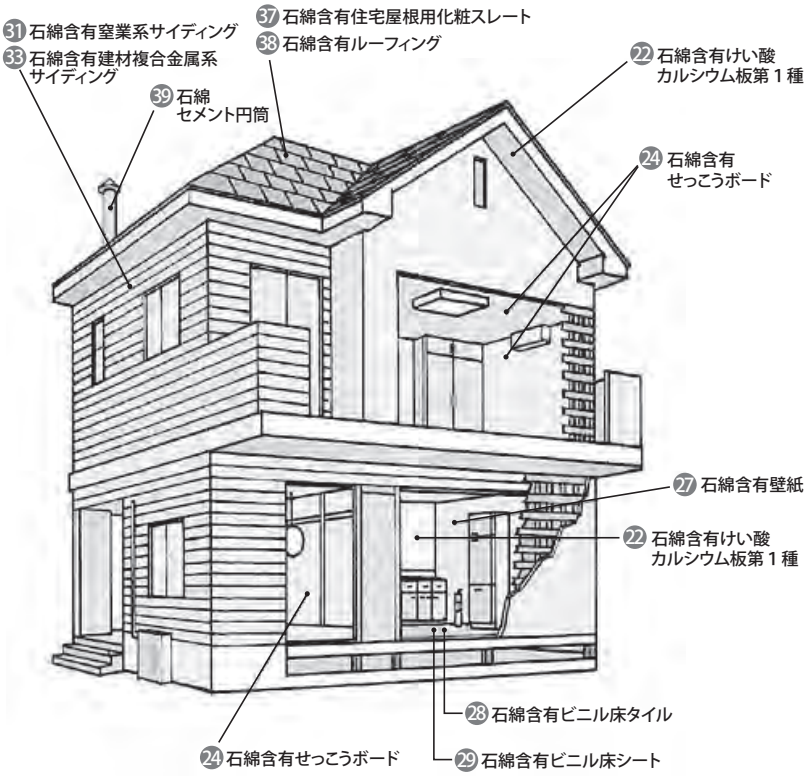

出典：「目で見るアスベスト建材（第２版）」（国土交通省、平成20年３月）

第７章
リスクアセスメントを活用した作業の進め方

第１節　リスクアセスメントの考え方

「危険性又は有害性等の調査」は、労働安全衛生法で使用されている用語で、英語では「リスクアセスメント」と称します。日本語ではリスクという言葉を的確に表す言葉がないため、英語を使用するのが一般的となっていますので、このテキストでも「リスク」や「リスクアセスメント」という言葉を使用します。

１）リスクアセスメントの目的

リスクアセスメントとは、現場に存在する危険性や有害性（危険源、ハザードとも言います）を特定し、危険性や有害性が原因となって発生するかもしれない災害の重大性と可能性を数値により評価して見積り、数値の大きなものから対策の優先度を決定し、リスク低減措置を検討して実施する一連の手順を言います。

２）リスクアセスメント実施の効果

リスクアセスメントの考え方を身に着けることによって、危険性や有害性が原因となって発生するかもしれない災害とそれに対する対策が明確になり、一人ひとりの危険回避能力が確実に向上することが期待できます。

３）建設現場におけるリスクアセスメントとその実施時期

一般的に、建設工事は元方事業者の統括管理のもとで複数の関係請負人や一人親方等が混在して作業が行われており、このような混在作業から発生する労働災害を防止するために果たすリスクアセスメントの役割は非常に大きいものがあります。

一人親方等が行うリスクアセスメントは、作業開始前段階で行い、作業内容に変更があれば再度リスクアセスメントを実施し、災害を防ぐために自分はどう行動するべきかよく考えることが重要です。

第２節　リスクアセスメントを応用した一人KY活動

１）第１ステップ　危険性又は有害性等を考える。

これから行う作業に潜在する危険又は有害な要因を想定します。

特定の仕方は、「足場で玉掛作業中（作業動作）、吊り荷がぶれて（危険性）、激突する（災害）」と考えると良いでしょう。

2）第２ステップ　危険を避けるための対策を考える。

吊り荷が激突しないよう、荷ぶれを防ぐ必要があるので、「吊り荷に介錯ロープを取り付けて作業する」などという対策が考えられます。

このようにして行った危険性又は有害性の特定によるリスクの回避策の検討は、図表33に示すような帳票をもとに「一人KY」を実施することよって大きな災害防止効果が期待できます。

図表33　一人 KY 活動表

○　月　○　日　ひとり KY 活動表	
作業内容	足場の養生ネット取り付け作業
予測される危険	①　ネットを引き上げる作業中、身を乗り出して墜落する
	②　ネットを固定する作業中、足を踏み外して墜落する
私はこうする	＊作業開始前に安全帯のフックを掛ける場所を確認する
	＊安全帯のフックを掛けてから作業を開始する
	⇒「安全帯のフック掛け　ヨシ !!」

第３節　リスクアセスメントを活用した作業手順書

1　作業手順書の基本

現場で行う作業の種類がある程度定まっている一人親方などや自らで作業を行う方は、リスクアセスメントを活用した作業手順書を作成するとよいでしょう。

建設業における作業手順書とは、現場で行うさまざまな作業を、それぞれの作業に応じて、「安全に」「最短の時間で」「最小のコストで」「質の良い建物を造る」ために、作業を合理的に進める動作と、動作ごとの急所などを定めたものです。さらに、作業手順書には、作業動作の陰に隠れた危険性又は有害性をあらかじめ特定したうえで、危険を回避する行動を具体的に記述することにより、作業の安全、品質、効率を確保する正しい作業のやり方を示したマニュアルとして使用されます。

１）作業手順書作成の目的

作業手順書を作成する目的は次のとおりです。

① 作業のムダ、ムラ、ムリを排除し、作業しやすい状態を作る

② 作業を安全に、正しく、早く、安く、品質良く、環境に配慮して行うことができ、災害防止はもちろんのこと、作業効率や品質の向上に役立つ

③ 作業手順書を毎日確認することにより、常に正しい作業方法が身に付く

図表34　作業手順の目的と効果

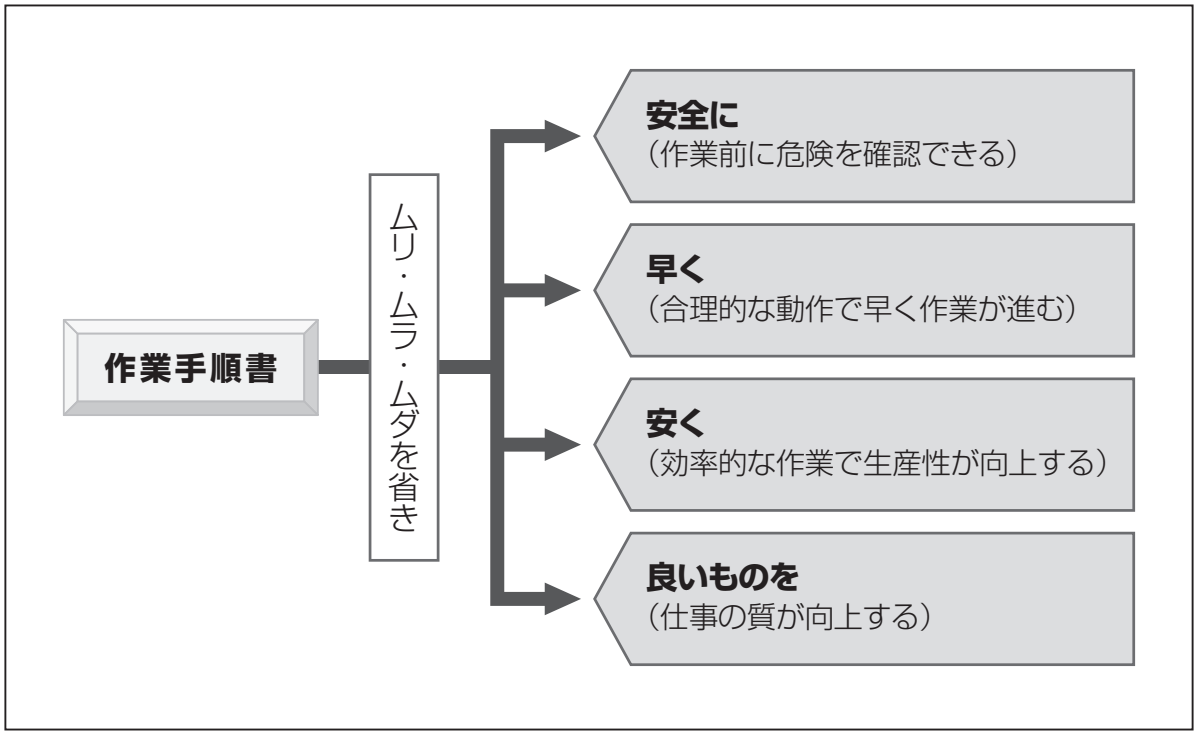

2　リスクアセスメントを応用した作業手順書の作成

従来の作業手順書は、作業（工種）から単位作業を分解し、この単位作業を作業区分、主な動作、急所を記入することで作成されていました。それに対し、リスクアセスメントによる作業手順書では、作業の動作ごとに危険性又は有害性を特定し、リスクを見積り、低減措置を検討し、実施者を記入します。

1）具体的な作成方法

作業手順書は、次のように４段階で作成します。また、実際に作成した作業手順書の作成例を次頁に示します。

図表35　作業手順書作成の４段階

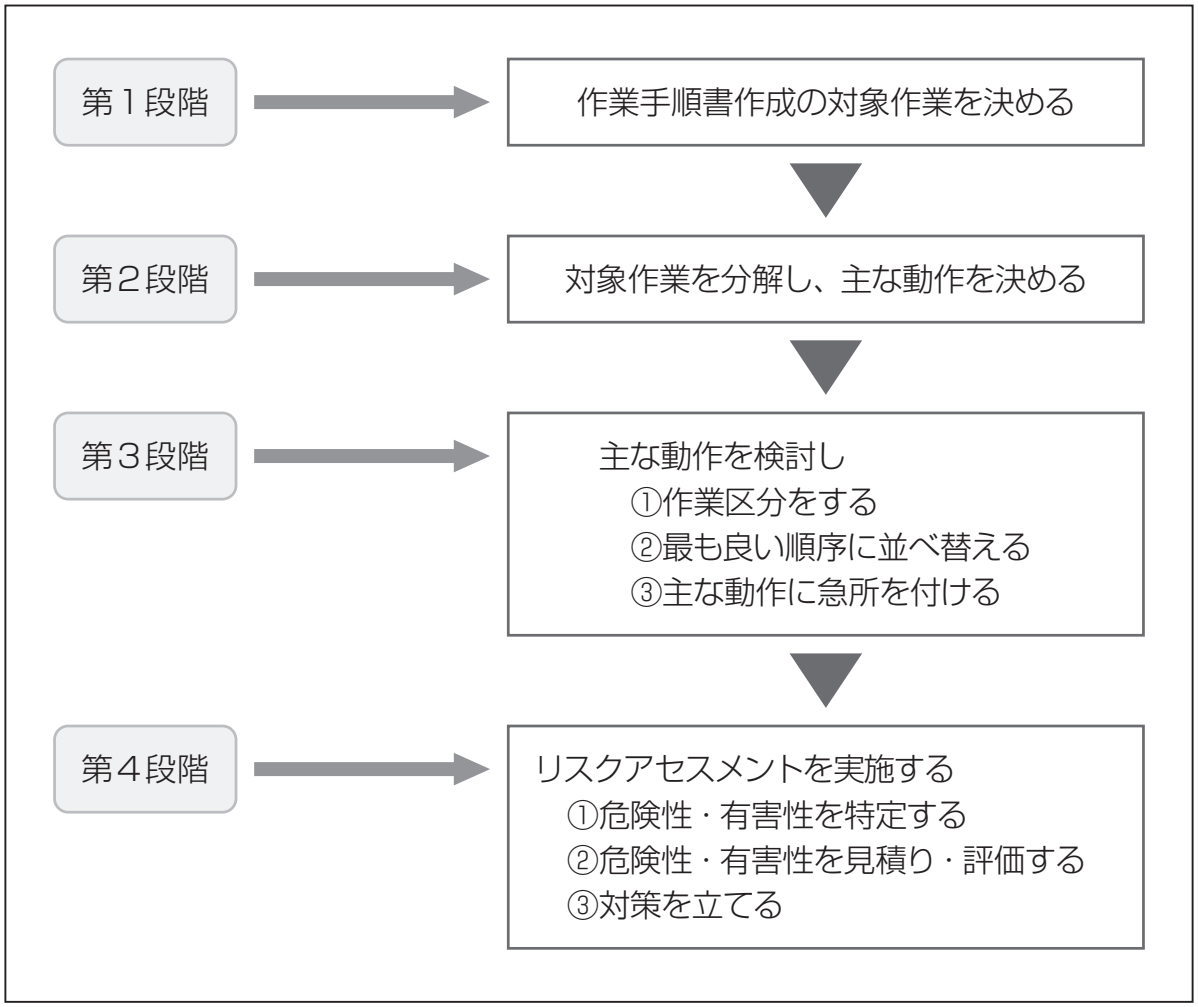

図表36　リスクアセスメントを応用した作業手順書の例

	作業の工程（主な作業動作）	急　所（安全・正否・やりやすく）	危険性又は有害性（予想される災害）	可能性	重篤度	評価点	優先度	危険性又は有害性の防止対策	誰が
	地組み梁セット（ジョイント⇒落しこみ）								
準備作業	セット手順を確認する	キープランを基に							
	作業員の配置を指示する	有資格者を確認して							
本作業	梁底にスペーサーを並べる	CONブロックは@1.0m、流し筋2-D13で	足を踏み外して梁底へ転落する	2	2	4	3	声を掛け合い注意を促す	職　長
			Fデッキ端部で手、顔面を切傷する	1	2	3	2	皮手袋	員
	梁底に角パイプを配置する	スラブ型枠上に2mピッチで	足を踏み外して梁底へ転落する	2	2	4	3	声を掛	員
		（ピッチ本数は、現場ごとに確認のこと！）							
	地組み梁を吊り上げる	上主筋は@2m番線で結束して	組み上げた梁鉄筋･部材が落下し、激突する	2	3	5	4	番線による固定状況を再確認する	玉掛者
		カプラー、PLの固定状態をチェックして						番線で小物の固定を行う	職　長
		地切り（30cm）行い、重心を確認して	吊り上げた時、荷が振れて激突する	3	1	4	3	地切りはゆっくりと行い、荷の水平を確認する	玉掛者
	地組み梁をセットする	フープを基準に	足を踏み外して梁底へ転落する	2	2	4	3	周辺の梁型枠天端を足場板で塞ぐ	職　長
	（スラブ上に仮置き）	主筋突合せ間隔は10mmあけて	梁～柱・壁筋で指が挟まれる	1	2	3	2	皮手袋を装着し、ゆっくり降ろす	作業者
								引っ掛かった柱主筋、壁縦筋はバール、パイプ等で動かす	職　長
									玉掛者
		外周部、開口部周	開口部から墜落する	2	3	5	4	親綱の設置状況を確認し、安全帯の使用を励行する	全　員
	カプラー締付け、グラウトを注入する	継手工の[illegible]	時につまづいて転倒する	2	2	4	3		作業者
			長尺物の小運搬中に転倒する	2	2	4	3	運搬通路の段差をなくし、不要材を片付ける	作業者
	梁を落としこむ	揚重機で吊り上げ、角パイプを抜きながら	パイプ撤去中に他の作業者に激突する	1	2	3	2	長尺物･重量物は複数人で運搬する	作業者
		ゆっくりースパンづつ	落しこむ際、鉄筋と型枠の間に挟まれる	2	2	4	3	周辺に声をかけながら作業する	作業者
		鉄筋足部にパイプを当てながら						職長の監視、合図の下に作業する	
		かぶりを確実に確保して							
後始末	資材を片付ける	資材を分別しながら	梁鉄筋を歩行中、足を踏み外す	2	1	3	2	通路に使用する箇所を決め、渡りの足場板を設置する	作業者
	完了後の確認を行う								職　長
	作業終了の連絡を行う								職　長

○○が～～して××になる との表現で簡潔に記述する

対策は、 ①設備面 ②管理面 ③個人用保護具　の順で検討する

急所の表現は、作業動作にかかるようにする

2）作業手順書作成上の留意点

作業手順書の作成に当たっては、次の点に留意して下さい。

① 現場の実態に合わせたものであること

② 労働安全衛生法等の法令に違反していないこと

③ できるだけわかりやすく、具体的で、簡潔に表現すること

ア 作業動作及び急所の欄の文字の数は……15字程度にまとめること

イ ひとつの作業動作の急所は……３項目以内とすること

ウ 表現の方法は……「ナニナニしない」「ナニナニに注意」のような否定語や個人の注意に頼る表現は好ましくないので「ナニナニする」といった肯定語で危険回避行動を促すこと

④ 急所は、急所→手順と読んで一つの文章になるように表現する

【例】急所：有資格者を確認して→主な作業動作：作業員の配置を指示する

3）作業手順書活用上の留意点

作業手順書を実際に現場で活用する際には、次の事項に留意して下さい。

① 事前に現場にあった作業手順書となるよう、加筆・修正を加えること

② 作業開始前に危険性又は有害性の防止対策を確認すること

③ 決められた作業の流れを確認し、手順のとおりの仕事を行うこと

④ 安全衛生上の不具合が生じたときは、作業手順書を見直し、改善すること

⑤ 定期的に見直し、より良いものとすること

⑥ 臨時、突発的な作業が発生した場合には、仕事の注文者に連絡して協議したうえで作業を進めること

第８章
現場におけるコミュニケーションの取り方

現場におけるものづくりには、良好な人間関係を維持するための良好なコミュニケーションが大いに役立ちます。皆さんは、個人で独立した事業主なので他の作業員と上手にコミュニケーションができるよう努力して、働き甲斐のある現場づくりに協力しなければなりません。

第１節　コミュニケーションのポイント

現場での他の作業員とのコミュニケーションのポイントを次ページの表に示します。

図表37　コミュニケーションのポイント

【STEP 1】 相手を受容することで話し手は自己肯定を、聴き手は自分の理解を確認する	①　相手の目を見ながら話をまず一通り最後まで耳を傾け聴く（傾聴する） ・そのために自分の価値観を一旦脇に置く ・相手の言っていることをすぐに評価しない
	②　うなずき、あいづちをうちながら話を聞く ・「ふーん、それで」「なるほど、よかったな」「そうだよな」
	③　非言語表現にも留意する（声の調子や動作） ・コミュニケーションは言語だけではなく、相手の目線、声の調子、表情、態度からも読み取れる（「ハイ」と返事しても、表情が暗い、不満顔であれば納得していないなど）
	④　相手にできるだけ話をさせ、途中で話を取り上げない
	⑤　繰り返す（伝え返す） ・相手の言ったことをオウム返しする 「今日～があったんですよ」 ⇒「そうか、今日～があったんだ」 ・相手の話のポイントとなる言葉、気持ち、状況を投げ返す 「今日、予定通り作業が終わり大工から感謝されました。とっても嬉しかったんです」 ⇒「そうか。大工から感謝され嬉しいんだな。いい表情しているよ」
【STEP 2】 共感・支持することで心の触れ合い、繋がりが強化される	①　発言内容を認め、相手を支える（同調したい気持ちを伝える） ・話を聴いている途中で、例えば「それはそうだ」、「よくやった」などの感情が湧きあがってきたら、それを素直に表現し伝える（以心伝心は通用しない）
	②　父性的支持をする ・「俺もそう思う。よし、それやってみよう」
	③　母性的支持をする ・「よく耐えたね」、「辛かったね」
	④　根拠を持って支持をする ・「なるほどそのとおりだ」（理論・理屈） ・「以前にもそんなことがあったが…」（過去の事例） ・「実は、かつて私にもこんな経験がある」（自身の体験）
【STEP 3】 相手に対してやってはいけない言動	①　話を最後まで聴かずに、すぐに励ます。すぐに指示をする（ガンバレ、こうしろよ）
	②　すぐに相手を否定する（まだそんなこと言っているのか）
	③　相手を軽くあしらう（大した問題じゃない。おまえだけじゃない）
	④　愚痴をこぼす（俺だって大変なんだ。実は、俺も…）
	⑤　責任回避をする（今さら言われても。俺は関係ない）
	⑥　後ろから鉄砲を撃つ（だから俺もだめだって言っただろ）
	⑦　決断せずに一緒に困ってしまう（困ったな、弱ったな、どうしよう）

出典：徳山誠「ベテラン×若手　コミュニケーション実践講座」（『建設労務安全』2017年6月号、労働調査会）

第２節　伝達力を向上させる話し方

１）わかりやすい話し方

現場で行われる打合せの際に、相手が何を言っているのかわからなかったり、何度聞き返しても要領が得られなかったりする場合があります。働く者どうしが、さまざまな内容の伝達を行ううえで、話す技術を向上させることは大変重要です。特に現場では、作業の内容をわかりやすく伝えて手順を間違えることがないように工夫する必要があります。

相手に対し的確に話の内容を伝えるためには、いろいろな話し方がありますが、ポイントを確実に印象付ける話し方として２つの方法を紹介します。

①　ポイントを３つにまとめて話す

この方法は、最初に「全体」を説明し、次に「ポイント３つ」をまとめて説明し、最後に「全体をまとめて」話をする方法です。

図表38　作業指示のポイントは３点

作業指示のポイントは３点です

一点目は …

相手の目を見て話すこと

二点目は …

はっきり大きな声で話すこと

三点目は …

要点をまとめてから話すこと

以上、作業指示の仕方に気を付けてください

② 結論を最初に言ってから話す

この方法は、結論→理由→例→再結論の順で話を進める方法です。

図表39　結論を最初に

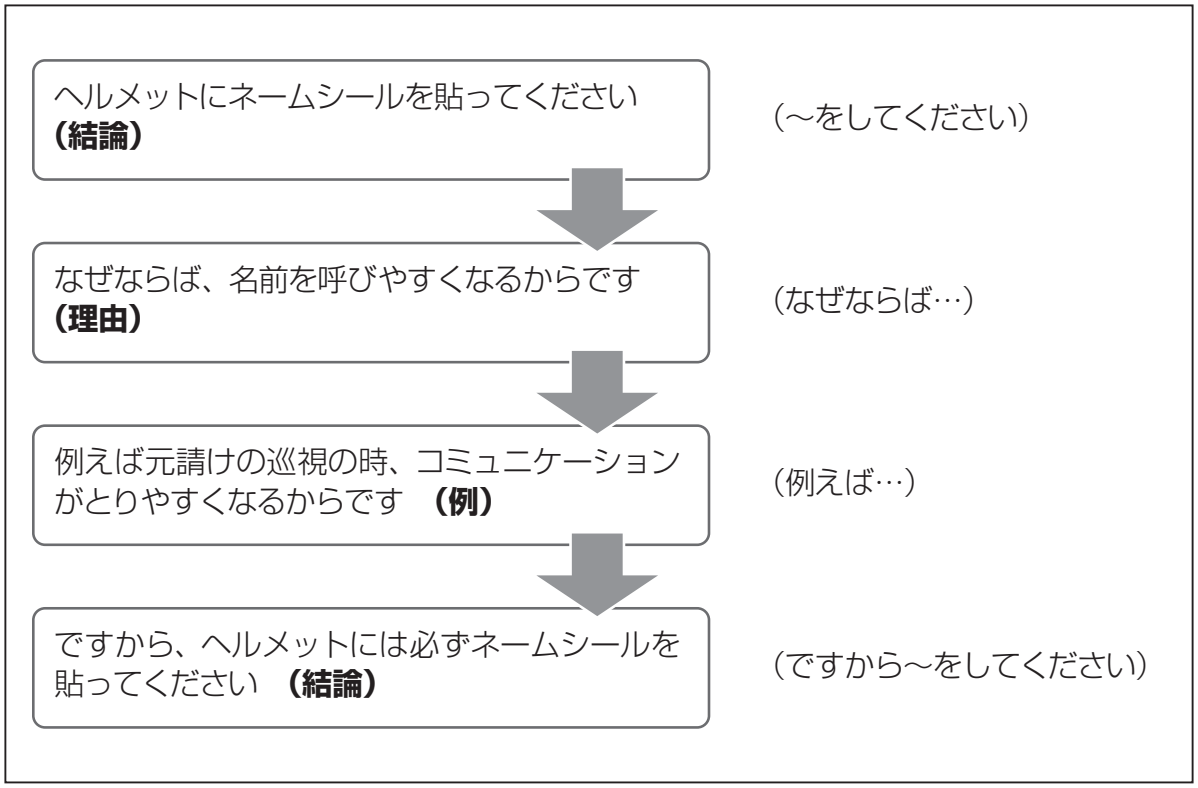

《グループワーク：バズセッション》

1．バズセッションとは

バズとは、ハチが飛ぶときのブンブンという音のことで、セッションとは、会議のことをいいます。

全体を５～６人くらいのグループに分けて、それぞれのグループごとに意見を出し合い、その結論をもとに全体の意見をまとめる討議方式です。

2．バズセッションの進め方

第１ステップ

参加者全員に対して、テーマ及び討議の進め方を説明する。

第２ステップ

参加メンバーを５～６人くらいのグループに分ける。

第３ステップ

グループごとにリーダーと記録係を決める。

第４ステップ

合図とともに、一斉に討議を開始する。

第５ステップ

グループごとの結論をまとめる。

3．記録用紙

バズセッションの記録用紙

班		参加者	
テーマ			
①			
②			
③			
まとめ			
メモ			

カリキュラム

教科目	内容	所要時間
開会式・オリエンテーション		10分
一人親方等の災害	一人親方等の安全衛生管理	30分
	労働災害発生の課題	
	災害発生の仕組み	
	（休憩）	10分
	グループワーク	30分
建設現場の安全衛生管理	統括安全衛生管理体制	20分
	安全施工サイクル	
	高年齢者の災害防止	
	（休憩）	10分
	墜落・転落災害の防止	60分
	繰り返し型災害の防止	
	石綿（アスベスト）障害の予防	
	リスクアセスメント及びコミュニケーション能力の向上	
閉会式（アンケート・修了証交付）		10分
計		180分

建設業の一人親方等のための
安全衛生教育テキスト

初　　版　令和６年７月
編集・発行　公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会
お問合せ先　〒101-0047　東京都千代田区内神田1丁目12番2号
三秀舎ビル6階
電話　03（5283）1030　Fax　03（5283）1032
URL　https://www.zenkiren.com/

本テキストのコンテンツの利用は、厚生労働省ホームページ
「利用規約・リンク・著作権等」に準じます。
https://www.mhlw.go.jp/chosakuken/index.html

事業者・一人親方の皆さまへ

2025年４月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の１、2を対象とする保護措置が義務付けられます

1　危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
2　危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者に義務付けられます。

※　労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の２に関して定められている以下の４つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則　・ボイラー及び圧力容器安全規則　・クレーン等安全規則　・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とする**こと
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止する**こと
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させる**こと

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知する**こと

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所で例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、
① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
については、**事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨**されます。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　都道府県労働局・労働基準監督署

2024年４月作成

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。

しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。

三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。

作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第１項・第２項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の４省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける

② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）

③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する

④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人も立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。